

相模原市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する
基準を定める条例及び相模原市指定通所支援の事業等の人員、設備及び
運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について

相模原市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定
める条例及び相模原市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 28 年 2 月 22 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する
基準を定める条例及び相模原市指定通所支援の事業等の人員、設備及び
運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

(相模原市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を
定める条例の一部改正)

第 1 条 相模原市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基
準を定める条例(平成 24 年相模原市条例第 66 号)の一部を次のように改正す
る。

目次中「・第 151 条」を「 第 151 条」に、「・第 161 条」を「 第
161 条」に改める。

第 97 条中「第 111 条第 1 号において」を「以下」に改め、同条第 1 号中
「登録者をいう」の次に「。以下同じ」を、「通いサービス、」の次に「第 150
条の 2 の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若し
しくは第 160 条の 2 の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通い
サービス又は」を加え、「又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第 34 条に規
定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令(平成 15 年
厚生労働省令第 132 号。以下「特区省令」という。)第 4 条第 1 項の規定によ
り自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、同条第 2 号中「通いサービ

ス、」の次に「第150条の2の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、「以下」の次に「この号において」を加え、同条第3号中「をいう」の次に「。以下同じ」を加え、同条第4号中「及びこの条」を「並びにこの条」に改め、「通いサービス、」の次に「第150条の2の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削る。

第111条第1号中「通いサービス、」の次に「第150条の2の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、同条第2号中「通いサービスの利用定員」の次に「(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第150条の2の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援事業等基準省令第54条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援事業等基準省令第71条の4において準用する指定通所支援事業等基準省令第54条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。)」を加える。

第150条の次に次の1条を加える。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第150条の2 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が地域において自立訓練(機能訓練)が提供されていないこと等により自立訓練(機能訓練)を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当

自立訓練(機能訓練)と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練(機能訓練)事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

- (1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援事業等基準省令第54条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援事業等基準省令第71条の4において準用する指定通所支援事業等基準省令第54条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。)を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人)以下とすること。
- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援事業等基準省令第54条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援事業等基準省令第71条の4において準用する指定通所支援事業等基準省令第54条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。)を登録定員の2分の1から15人(登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、次の表の左欄に掲げる登録定員に応じて、同表の右欄に掲げる利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、12人)までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
------	------

26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- (4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びにこの条の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス、第97条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第160条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援事業等基準省令第54条の8の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援事業等基準省令第71条の4において準用する指定通所支援事業等基準省令第54条の8の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準省令第63条又は第171条に規定する基準を満たしていること。
- (5) この条の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(機能訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第160条の次に次の1条を加える。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第160条の2 次に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が地域において自立訓練(生活訓練)が提供されていないこと等により自立訓練(生活訓練)を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練(生活訓練)と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練(生活訓練)事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しな

い。

- (1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス、第 97 条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第 150 条の 2 の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援事業等基準省令第 54 条の 8 の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援事業等基準省令第 71 条の 4 において準用する指定通所支援事業等基準省令第 54 条の 8 の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。)を 29 人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18 人)以下とすること。
- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス、第 97 条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第 150 条の 2 の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援事業等基準省令第 54 条の 8 の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援事業等基準省令第 71 条の 4 において準用する指定通所支援事業等基準省令第 54 条の 8 の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の 1 日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。)を登録定員の 2 分の 1 から 15 人(登録定員が 25 人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、次の表の左欄に掲げる登録定員に応じて、同表の右欄に掲げる利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、12 人)までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26 人又は 27 人	16 人
28 人	17 人
29 人	18 人

- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- (4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びにこの条の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス、第 97 条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第 150 条の 2 の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援事業等基準省令第 54 条の 8 の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援事業等基準省令第 71 条の 4 において準用する指定通所支援事業等基準省令第 54 条の 8 の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準省令第 63 条又は第 171 条に規定する基準を満たしていること。
- (5) この条の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練(生活訓練)事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

(相模原市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 2 条 相模原市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成 24 年相模原市条例第 73 号)の一部を次のように改正する。

第 61 条の 2 第 1 号中「通いサービス、」の次に「指定障害福祉サービス等基準省令第 163 条の 2 の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス等基準省令第 172 条の 2 の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第 34 条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令(平成 15 年厚生労働省令第 132 号。以下「特区省令」という。)第 4 条第 1 項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、同条第 2 号中「通いサービス、」の次に「指定障害福祉サービス等基準省令第 163 条の 2 の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなさ

れる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス等基準省令第172条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、同条第4号中「及び指定障害福祉サービス等基準省令」を「並びに指定障害福祉サービス等基準省令」に改め、「通いサービス、」の次に「指定障害福祉サービス等基準省令第163条の2の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは指定障害福祉サービス等基準省令第172条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は」を加え、「又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削る。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

提案の理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(平成28年厚生労働省令第6号)による障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成18年厚生労働省令第171号)及び児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成24年厚生労働省令第15号)の改正に伴い、指定小規模多機能型居宅介護事業所等において障害者及び障害児に対する通いサービスを提供する場合の特例に係る規定の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 27 号関係資料

相模原市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例及び相模原市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の改正の概要

1 改正の内容

これまで厚生労働省関係構造改革特別区域事業により実施されていた指定小規模多機能型居宅介護事業所等における障害者に対する通いサービスについて、全国展開に伴い規定を改正するもの

(1) 相模原市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正(第1条関係)

指定小規模多機能型居宅介護事業所及び指定看護小規模多機能型居宅介護事業所(以下「指定小規模多機能型居宅介護事業所等」という。)が地域において自立訓練を受けることが困難な障害者に対して提供する通いサービスを基準該当自立訓練(機能訓練・生活訓練)とみなす要件に係る登録定員等の規定を追加するもの

指定小規模多機能型居宅介護事業所

通所を中心に短期間の宿泊や居宅への訪問を組み合わせ提供する事業所をいう。

指定看護小規模多機能型居宅介護事業所

通所を中心に短期間の宿泊、居宅への訪問及び訪問看護を組み合わせ提供する事業所をいう。

基準該当サービス

地域において社会資源が少ない等の理由から、障害福祉サービス等を受けることが困難な者への特例的なサービスで一定の要件を満たした事業所が提供するものをいう。

自立訓練

機能訓練及び生活訓練があり、障害者に対して、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行うサービスをいう。

(2) 相模原市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める

条例の一部改正(第2条関係)

基準該当児童発達支援又は基準該当放課後等デイサービスに係る指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例の規定における登録定員等の要件の規定を改正するもの

児童発達支援

未就学児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識及び技能の付与、集団生活への適応訓練その他必要な訓練を行うサービスをいう。

放課後等デイサービス

就学児に対して、生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進その他必要な支援を行うサービスをいう。

2 施行期日

平成28年4月1日

相模原市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に必要となる人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
相模原市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に必要となる人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 28 年 2 月 22 日提出

相模原市長 加山 俊夫

相模原市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に必要となる人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
相模原市地域包括支援センターの包括的支援事業の実施に必要となる人員及び運営に関する基準を定める条例(平成 26 年相模原市条例第 75 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 3 号中「第 140 条の 68 第 1 項」を「第 140 条の 68 第 1 項第 1 号」に改め、「修了した者」の次に「であって、当該研修又は同項第 2 号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して 5 年を超えない期間ごとに主任介護支援専門員更新研修を修了したもの」を加える。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成 25 年度までに主任介護支援専門員研修を修了した者に対するこの条例による改正後の第 2 条第 3 号の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる主任介護支援専門員研修の修了時に応じ、同号中「当該研修又は同項第 2 号に規定する主任介護支援専門員更新研修を修了した日から起算して 5 年を超えない期間ごとに」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

主任介護支援専門員研修の修了時	読み替える字句
平成 23 年度までに修了した者	平成 31 年 3 月 31 日までに及び同日以降

	5年を超えない期間ごとに
平成24年度及び平成25年度に 修了した者	平成32年3月31日までに及び同日以降 5年を超えない期間ごとに

提案の理由

介護保険法施行規則(平成11年厚生省令第36号)の改正により主任介護支援専門員の更新研修が導入されたことに伴い、主任介護支援専門員の配置に関する基準に係る規定の改正をいたしたく提案するものである。

相模原市立自然の村条例の一部を改正する条例について
相模原市立自然の村条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 28 年 2 月 22 日提出

相模原市長 加山 俊夫

相模原市立自然の村条例の一部を改正する条例
相模原市立自然の村条例(昭和 59 年相模原市条例第 9 号)の一部を次のように改正する。

題名を次のように改める。

相模原市立相模川自然の村条例

第 1 条中「自然の村」を「相模原市立相模川自然の村」に改める。

第 2 条第 1 項中「豊かな」を「相模川の豊かな」に改め、「の中で」の次に「、市民に保養の場を提供し、」を加え、「と青少年の心身の健全な育成」を「及び観光の振興」に、「次のとおり自然の村を」を「相模原市立相模川自然の村(以下「自然の村」という。)を相模原市緑区大島 3497 番地 1 に」に改め、表を削り、同条第 2 項中「相模原市民たてしな自然の村(以下「たてしな自然の村」という。)及び相模原市立相模川自然の村(以下「相模川自然の村」という。)」を「自然の村」に改める。

第 3 条第 1 項中「たてしな自然の村及び相模川自然の村」を「自然の村」に改める。

第 4 条第 1 項中「たてしな自然の村及び相模川自然の村」を「自然の村」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 客室 利用開始日の午後 3 時から利用終了日の午前 10 時まで
- (2) 大広間 午前 11 時から午後 9 時まで
- (3) 会議室 午前 9 時から午後 9 時まで

第 5 条を削る。

第 6 条第 1 項中「たてしな自然の村に置かれた施設のうち別表第 1 に規定する施設又は相模川自然の村」を「自然の村」に、「別表第 2」を「別表」に改め、同条

を第5条とし、第7条を第6条とする。

第8条第1項中「第6条第1項」を「第5条第1項」に、「第17条」を「第16条」に改め、同条第2項中「別表第1及び別表第2」を「別表」に改め、同条第5項中「第6条第1項」を「第5条第1項」に、「たてしな自然の村の利用にあつては別表第1に、相模川自然の村の利用にあつては別表第2」を「別表」に改め、同条第6項中「第6条第1項」を「第5条第1項」に改め、同条を第7条とし、第9条を第8条とする。

第10条第1号中「第6条第2項」を「第5条第2項」に改め、同条第3号中「第7条各号」を「第6条各号」に改め、同条を第9条とし、第11条から第14条までを1条ずつ繰り上げる。

第15条第1項中「第10条」を「第9条」に改め、同条を第14条とし、第16条から第20条までを1条ずつ繰り上げる。

第21条中「第17条」を「第16条」に改め、同条を第20条とする。

第22条第6号中「第15条第2項」を「第14条第2項」に改め、同条を第21条とする。

第23条中「第3条、第4条、第6条、第7条、第10条、第12条から第14条まで、第15条第2項及び第16条」を「第3条から第6条まで、第9条、第11条から第13条まで、第14条第2項及び第15条」に、「第8条第1項」を「第7条第1項」に、「第6条中」を「第5条中」に、「第7条中」を「第6条中」に、「第10条、第12条から第14条まで、第15条第2項及び第16条本文」を「第9条、第11条から第13条まで、第14条第2項及び第15条本文」に改め、同条を第22条とし、第24条を第23条とする。

別表第1を削る。

別表第2中「(第4条、第6条、第8条関係)」を「(第4条、第5条、第7条関係)」に改め、「相模川自然の村利用料金」を削り、同表を別表とする。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

提案の理由

平成29年3月31日をもって相模原市民たてしな自然の村を廃止いたしたく提案するものである。

議案第 29 号関係資料

相模原市立自然の村条例の改正の概要

1 改正の内容

相模原市民たてしな自然の村を廃止するため、次の改正をするもの

(1) 条例の題名の改正(題名関係)

条例の題名を相模原市立相模川自然の村条例に改めるもの

(2) 設置の目的に係る規定等の改正(第2条から第5条まで、第7条及び別表関係)

設置の目的を相模川の豊かな自然環境の中で、市民に保養の場を提供し、市民の健康の増進及び観光の振興を図り、もって市民福祉の向上に寄与するためとするとともに、所要の改正をするもの

2 施行期日

平成29年4月1日

相模原市民たてしな自然の村の施設の概要

(1) 所在地

長野県北佐久郡立科町大字芦田八ヶ野字赤沼平995番地

(2) 設置年月日

昭和59年6月1日

(3) 主要施設

5人用キャビン9棟、15人用キャビン5棟、管理棟(食堂、大浴場、集会所等)、テントサイト10区画、野外炊事場、駐車場等

(4) 敷地面積

70,001平方メートル(立科町からの借地。廃止後は建物を除却し返却)

(5) 指定管理者

信州リゾートサービス株式会社(指定の期間満了日 平成29年3月31日)

相模原市手数料条例の一部を改正する条例について
 相模原市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 28 年 2 月 22 日提出

相模原市長 加山 俊夫

相模原市手数料条例の一部を改正する条例

相模原市手数料条例(平成 12 年相模原市条例第 7 号)の一部を次のように改正する。

別表第 2 第 27 号の表 12 の項中「介護予防訪問入浴介護」を「介護予防訪問介護、介護予防訪問入浴介護」に、「介護予防通所リハビリテーション」を「介護予防通所介護、介護予防通所リハビリテーション」に改める。

別表第 4 第 2 号の表 1 の項中「対する審査」の次に「(住宅を新築しようとする場合(以下「新築の場合」という。))」を加え、同項(1)中「(一戸建ての住宅をいう。))」を「(以下「一戸建ての住宅」という。)の場合」に、「第 82 条の 6」を「第 82 条の 5」に改め、同項に次のように加える。

		長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査(住宅を増築し、又は改築しようとする場合(以下「増改築の場合」という。))	1 件	(1) 一戸建ての住宅の場合 68,000円 (適合証の場合は、9,100円) (2) 1 棟の建築物の住戸の総数に応じて次に掲げる額を同時申請住戸数で除して得た金額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。) ア 住戸の総数が 5 戸以内の共同住宅等 160,000円(適合証の場合は、18,000円) イ 住戸の総数が 5 戸を超え、10 戸以内の共同住宅等 260,000円(適合証の場合は、32,000円)
--	--	--	-----	--

				<p>ウ 住戸の総数が10戸を超え、30戸以内の共同住宅等 510,000円(適合証の場合は、46,000円)</p> <p>エ 住戸の総数が30戸を超え、50戸以内の共同住宅等 910,000円(適合証の場合は、87,000円)</p> <p>オ 住戸の総数が50戸を超え、100戸以内の共同住宅等 1,600,000円(適合証の場合は、150,000円)</p> <p>カ 住戸の総数が100戸を超え、200戸以内の共同住宅等 2,900,000円(適合証の場合は、250,000円)</p> <p>キ 住戸の総数が200戸を超え、300戸以内の共同住宅等 4,100,000円(適合証の場合は、300,000円)</p> <p>ク 住戸の総数が300戸を超える共同住宅等 5,000,000円(適合証の場合は、320,000円)</p>
--	--	--	--	---

別表第4第2号の表2の項中「1の項の(1)又は(2)の」を「1の項に規定する」に、「同表42の項」を「同表41の項」に改め、同表3の項中「審査」の次に「(新築の場合)」を加え、同項(1)中「1棟の建築物の住戸の総数が1戸の住宅(一戸建ての住宅をいう。)」を「一戸建ての住宅の場合」に改め、同項に次のように加える。

		認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の申請に対する審査(増改築の場合)	1件	<p>(1) 一戸建ての住宅の場合 34,000円(適合証の場合は、4,550円)</p> <p>(2) 1棟の建築物の住戸の総数に応じて次に掲げる額を既認定住戸数で除して得た金額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)</p> <p>ア 住戸の総数が5戸以内の共同住宅等 80,000円(適合証の場合は、</p>
--	--	---------------------------------------	----	--

				9,000円)
				イ 住戸の総数が5戸を超え、10戸以内の共同住宅等 130,000円(適合証の場合は、16,000円)
				ウ 住戸の総数が10戸を超え、30戸以内の共同住宅等 255,000円(適合証の場合は、23,000円)
				エ 住戸の総数が30戸を超え、50戸以内の共同住宅等 455,000円(適合証の場合は、43,500円)
				オ 住戸の総数が50戸を超え、100戸以内の共同住宅等 800,000円(適合証の場合は、75,000円)
				カ 住戸の総数が100戸を超え、200戸以内の共同住宅等 1,450,000円(適合証の場合は、125,000円)
				キ 住戸の総数が200戸を超え、300戸以内の共同住宅等 2,050,000円(適合証の場合は、150,000円)
				ク 住戸の総数が300戸を超える共同住宅等 2,500,000円(適合証の場合は、160,000円)

別表第4第2号の表4の項中「3の項の(1)又は(2)の」を「3の項に規定する」に、「同表42の項」を「同表41の項」に改める。

別表第4第3号の表2の項及び4の項中「同表42の項」を「同表41の項」に改める。

別表第4中第8号を第9号とし、第5号から第7号までを1号ずつ繰り下げ、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号。

以下この号において「法」という。)に基づく事務

番号	根拠条項	手数料を徴	単 位	金 額
----	------	-------	-----	-----

		収する事務		
1	法第29条 第1項	建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対する審査	1件	<p>(1) 一戸建ての住宅の場合 次に掲げる床面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 34,000円(エネルギーの使用の合理化等に関する法律第76条第1項に規定する登録建築物調査機関若しくは登録住宅性能評価機関(以下「登録建築物調査機関等」という。)による技術的審査を受け、その適合証を添付している場合又は登録住宅性能評価機関による住宅性能評価を受け、審査に活用することができるものと認められた住宅性能評価書を添付している場合(以下この項から4の項までにおいて「適合証等の場合」という。))は、4,700円)</p> <p>イ 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 38,000円(適合証等の場合は、4,700円)</p> <p>(2) 1棟の建築物(一戸建ての住宅を除く。)の場合 次に掲げる区分に応じ定める金額のうち、当該申請に係る部分の金額を合算した金額</p> <p>ア 住宅部分 次に掲げる床面積の区分に応じて定める金額</p> <p>(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 69,000円(適合証等の場合は、9,400円)</p> <p>(イ) 床面積の合計が300平方メートル</p>

ル以上、2,000平方メートル未満のもの 120,000円(適合証等の場合は、20,000円)

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの 200,000円(適合証等の場合は、45,000円)

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 280,000円(適合証等の場合は、81,000円)

イ 非住宅部分(建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省・国土交通省令第1号。以下この号において「省令」という。)第8条第1号イ(1)及びロ(1)(当該非住宅部分の全部を同号に規定する工場等の用途に供する場合又は省令附則第3条第2項に該当する場合は、省令第8条第1号ロ(1))又は同条第3号ロに適合するものとして申請された建築物に係るものに限る。) 次に掲げる床面積の区分に応じて定める金額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 230,000円(適合証等の場合は、9,400円)

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの 370,000円(適合証等の場合は、27,000円)

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メー

トル以上、5,000平方メートル未
満のもの 530,000円(適合証等の
場合は、80,000円)

(エ) 床面積の合計が5,000平方メー
トル以上、10,000平方メートル未
満のもの 650,000円(適合証等の
場合は、130,000円)

(オ) 床面積の合計が10,000平方メー
トル以上、25,000平方メートル未
満のもの 770,000円(適合証等の
場合は、160,000円)

(カ) 床面積の合計が25,000平方メー
トル以上のもの 870,000円(適合
証等の場合は、200,000円)

ウ 非住宅部分(イに該当するものを
除く。) 次に掲げる床面積の区分
に応じて定める金額

(ア) 床面積の合計が 300 平方メー
トル未満のもの 87,000 円(適合証
等の場合は、9,400 円)

(イ) 床面積の合計が 300 平方メー
トル以上、2,000 平方メートル未
満のもの 150,000 円(適合証等の場
合は、27,000 円)

(ウ) 床面積の合計が 2,000 平方メー
トル以上、5,000 平方メートル未
満のもの 240,000 円(適合証等の
場合は、80,000 円)

(エ) 床面積の合計が 5,000 平方メー
トル以上、10,000 平方メートル未
満のもの 310,000 円(適合証等の

				<p>場合は、130,000円)</p> <p>(オ)床面積の合計が10,000平方メートル以上、25,000平方メートル未満のもの 370,000円(適合証等の場合は、160,000円)</p> <p>(カ)床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 440,000円(適合証等の場合は、200,000円)</p>
2	法第29条第1項(法第30条第2項の規定による申出がある場合)	建築物エネルギー消費性能向上計画に係る認定の申請に対する審査	1件	1の項の(1)又は(2)により算定した金額に、当該建築物の床面積の合計面積に応じて別表第4第1号の表35の項により得た金額を加算した金額
		建築物エネルギー消費性能向上計画に係る認定の申請に対する審査(建築設備を含む場合)	1件	1の項の(1)又は(2)により算定した金額に、当該建築物の床面積の合計面積に応じて別表第4第1号の表35の項により得た金額及び建築設備の区分に応じて同表41の項により得た金額を加算した金額
3	法第31条第1項	認定を受けた建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の申請に対する審査	1件	<p>(1)一戸建ての住宅の場合 次に掲げる床面積の区分に応じて定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 17,000円(適合証等の場合は、2,350円)</p> <p>イ 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 19,000円(適合証等の場合は、2,350円)</p> <p>(2)既に計画の認定を受けた1棟の建築</p>

物(一戸建ての住宅を除く。)の場合
次に掲げる区分に応じて定める金額の
うち、当該変更申請に係る部分(既に
計画の認定を受けた部分で変更しない
部分を含む。)の金額を合算した金額

ア 住宅部分 次に掲げる床面積の区
分に応じて定める金額

(ア) 床面積の合計が300平方メー
トル未満のもの 34,500円(適合証
等の場合は、4,700円)

(イ) 床面積の合計が300平方メー
トル以上、2,000平方メートル未
満のもの 60,000円(適合証等の場
合は、10,000円)

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メー
トル以上、5,000平方メートル未
満のもの 100,000円(適合証等の
場合は、22,500円)

(エ) 床面積の合計が5,000平方メー
トル以上のもの 140,000円(適合
証等の場合は、40,500円)

イ 非住宅部分(省令第8条第1号イ
(1)及びロ(1)(当該非住宅部分の
全部を同号に規定する工場等の用途
に供する場合又は省令附則第3条第
2項に該当する場合は、省令第8条
第1号ロ(1))又は同条第3号ロに
適合するものとして申請された建築
物に係るものに限る。) 次に掲げ
る床面積の区分に応じて定める金額

(ア) 床面積の合計が300平方メー

ル未満のもの 115,000円(適合証等の場合は、4,700円)

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの 185,000円(適合証等の場合は、13,500円)

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの 265,000円(適合証等の場合は、40,000円)

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上、10,000平方メートル未満のもの 325,000円(適合証等の場合は、65,000円)

(オ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上、25,000平方メートル未満のもの 385,000円(適合証等の場合は、80,000円)

(カ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 435,000円(適合証等の場合は、100,000円)

ウ 非住宅部分(イに該当するものを除く。) 次に掲げる床面積の区分に応じて定める金額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 43,500円(適合証等の場合は、4,700円)

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの 75,000円(適合証等の場合は、13,500円)

				<p>(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの 120,000円(適合証等の場合は、40,000円)</p> <p>(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上、10,000平方メートル未満のもの 155,000円(適合証等の場合は、65,000円)</p> <p>(オ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上、25,000平方メートル未満のもの 185,000円(適合証等の場合は、80,000円)</p> <p>(カ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 220,000円(適合証等の場合は、100,000円)</p> <p>エ 新たに追加する住宅部分又は非住宅部分 1の項の(2)により算定した金額(この場合において、同項の(2)中「床面積」とあるのは、「追加する床面積」と読み替えるものとする。)</p>
4	法第31条第1項(同条第2項の規定により準用する法第30条第2項の規定による申出がある場合)	建築物エネルギー消費性能向上計画に係る認定の申請に対する審査	1件	3の項の(1)又は(2)により算定した金額に、当該建築物の床面積の合計面積に応じて別表第4第1号の表35の項により得た金額を加算した金額
		建築物エネルギー消費性能向上計画に係る認	1件	3の項の(1)又は(2)により算定した金額に、当該建築物の床面積の合計面積に応じて別表第4第1号の表35の項により得た金額及び建築設備の区分に応じて

		定の申請に対する審査 (建築設備を含む場合)		同表4-1の項により得た金額を加算した金額
5	法第36条第1項	建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定申請に対する審査	1件	<p>(1) 一戸建ての住宅の場合(省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1))(省令附則第4条第1項に該当する場合は、省令第1条第1項第2号ロ(1))に適合するものとして申請されたものに限る。) 次に掲げる床面積の区分に応じて定める金額</p> <p>ア 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 34,000円(登録建築物調査機関等による技術的審査を受け、その適合証を添付している場合、登録住宅性能評価機関による住宅性能評価を受け、審査に活用することができること認められた住宅性能評価書を添付している場合又は法第30条第1項の規定による認定若しくは都市の低炭素化の促進に関する法律第54条第1項の規定による認定を受けたことを証する書類を添付している場合(以下この項において「適合証等の場合」という。))は、4,700円)</p> <p>イ 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 38,000円(適合証等の場合は、4,700円)</p> <p>(2) 一戸建ての住宅の場合((1)に該当するものを除く。) 次に掲げる床面</p>

積の区分に応じて定める金額

ア 床面積の合計が200平方メートル未満のもの 17,000円(適合証等の場合は、4,700円)

イ 床面積の合計が200平方メートル以上のもの 19,000円(適合証等の場合は、4,700円)

(3) 1棟の建築物(一戸建ての住宅を除く。)の場合(同時に住宅部分の申請をする場合を含む。) 次に掲げる区分に応じて定める金額のうち、当該申請に係る部分の金額を合算した金額

ア 住宅部分(省令第1条第1項第2号イ(1)及びロ(1)(省令附則第4条第1項に該当する場合は、省令第1条第1項第2号ロ(1))又は同項第3号ロに適合するものとして申請された建築物に係るものに限る。) 次に掲げる床面積の区分に応じて定める金額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 69,000円(適合証等の場合は、9,400円)

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの 120,000円(適合証等の場合は、20,000円)

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの 200,000円(適合証等の場合は、45,000円)

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 280,000円(適合証等の場合は、81,000円)

イ 住宅部分(アに該当するものを除く。) 次に掲げる床面積の区分に応じて定める金額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 33,000円(適合証等の場合は、9,400円)

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの 57,000円(適合証等の場合は、20,000円)

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの 100,000円(適合証等の場合は、45,000円)

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上のもの 160,000円(適合証等の場合は、81,000円)

ウ 非住宅部分(省令第1条第1項第1号イ又は同項第3号ロに適合するものとして申請された建築物に係るものに限る。) 次に掲げる床面積の区分に応じて定める金額

(ア) 床面積の合計が300平方メートル未満のもの 230,000円(適合証等の場合は、9,400円)

(イ) 床面積の合計が300平方メートル以上、2,000平方メートル未満のもの 370,000円(適合証等の場

合は、27,000円)

(ウ) 床面積の合計が2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満のもの 530,000円(適合証等の場合は、80,000円)

(エ) 床面積の合計が5,000平方メートル以上、10,000平方メートル未満のもの 650,000円(適合証等の場合は、130,000円)

(オ) 床面積の合計が10,000平方メートル以上、25,000平方メートル未満のもの 770,000円(適合証等の場合は、160,000円)

(カ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 870,000円(適合証等の場合は、200,000円)

エ 非住宅部分(ウに該当するものを除く。) 次に掲げる床面積の区分に応じて定める金額

(ア) 床面積の合計が 300 平方メートル未満のもの 87,000 円(適合証等の場合は、9,400 円)

(イ) 床面積の合計が 300 平方メートル以上、2,000 平方メートル未満のもの 150,000 円(適合証等の場合は、27,000 円)

(ウ) 床面積の合計が 2,000 平方メートル以上、5,000 平方メートル未満のもの 240,000 円(適合証等の場合は、80,000 円)

(エ) 床面積の合計が 5,000 平方メー

				<p>トル以上、10,000 平方メートル未満のもの 310,000 円(適合証等の場合は、130,000 円)</p> <p>(オ) 床面積の合計が 10,000 平方メートル以上、25,000 平方メートル未満のもの 370,000 円(適合証等の場合は、160,000 円)</p> <p>(カ) 床面積の合計が25,000平方メートル以上のもの 440,000円(適合証等の場合は、200,000円)</p>
--	--	--	--	--

附 則

この条例は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

提案の理由

長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則(平成 2 1 年国土交通省令第 3 号)の改正に伴う既存住宅の増築又は改築に係る長期優良住宅建築等計画の認定並びに建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成 2 7 年法律第 5 3 号)の施行に伴うエネルギー消費性能の向上に資する建築物の新築等に係る建築物エネルギー消費性能向上計画の認定及び建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨の認定に関する事務の手数料の規定の追加その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 30 号関係資料

相模原市手数料条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成 20 年法律第 87 号)に基づく事務に係る手数料の規定の改正

住宅を増築し、又は改築しようとする場合(以下「増改築の場合」という。)の長期優良住宅建築等計画の認定及び変更の申請に係る審査事務の手数料の規定を追加するもの

ア 増改築の場合の長期優良住宅建築等計画の認定の申請に係る審査事務の手数料(別表第 4 第 2 号の表 1 の項関係)

申請戸数	単位	金額	
一戸建ての住宅	1 件	68,000 円 (9,100 円)	
5 戸以内の共同住宅等	1 件	160,000 円 (18,000 円)	1 棟の建築物の住戸の総数に応じて左に掲げる額を当該住戸のうち同時に申請を行う住戸の合計数で除して得た金額(100 円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)
5 戸を超え、10 戸以内の共同住宅等	1 件	260,000 円 (32,000 円)	
10 戸を超え、30 戸以内の共同住宅等	1 件	510,000 円 (46,000 円)	
30 戸を超え、50 戸以内の共同住宅等	1 件	910,000 円 (87,000 円)	
50 戸を超え、100 戸以内の共同住宅等	1 件	1,600,000 円 (150,000 円)	
100 戸を超え、200 戸以内の共同住宅等	1 件	2,900,000 円 (250,000 円)	
200 戸を超え、300 戸以内の共同住宅等	1 件	4,100,000 円 (300,000 円)	

300戸を超える共同住宅等	1件	5,000,000円 (320,000円)
---------------	----	--------------------------

備考 括弧内の金額は、登録住宅性能評価機関の適合証を添付している場合の金額

イ 増改築の場合の認定を受けた長期優良住宅建築等計画の変更の申請に係る審査事務の手数料(別表第4第2号の表3の項関係)

1(1)アに掲げる金額に2分の1を乗じて得た金額

(2)建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律(平成27年法律第53号)に基づく事務に係る手数料の規定の追加

建築物エネルギー消費性能向上計画(以下「向上計画」という。)又は建築物が建築物エネルギー消費性能基準に適合している旨(以下「基準適合」という。)の認定の申請に係る審査事務の手数料の規定を追加するもの

ア 向上計画又は基準適合の認定の申請に係る審査事務の手数料(別表第4第5号の表1の項及び5の項関係)

申請床面積		単位	金額1	金額2	
一戸建ての住宅	200平方メートル未満	1件	34,000円 (4,700円)	17,000円 (4,700円)	
	200平方メートル以上	1件	38,000円 (4,700円)	19,000円 (4,700円)	
1棟の建築物(申請に係る部分に住宅部分及び非住宅部分を含む場合には、それぞれを合算し	住宅部分	300平方メートル未満	1件	69,000円 (9,400円)	33,000円 (9,400円)
		300平方メートル以上、2,000平方メートル未満	1件	120,000円 (20,000円)	57,000円 (20,000円)
		2,000平方メートル以上、5,000平方メートル未満	1件	200,000円 (45,000円)	100,000円 (45,000円)
		5,000平方メートル以上	1件	280,000円 (81,000円)	160,000円 (81,000円)
	非住宅部分	300平方メートル未満	1件	230,000円 (9,400円)	87,000円 (9,400円)
	300平方メートル以上、	1件	370,000円	150,000円	

た金額)		2,000 平方メートル未満		(27,000 円)	(27,000 円)
		2,000 平方メートル以上、 5,000 平方メートル未満	1 件	530,000 円 (80,000 円)	240,000 円 (80,000 円)
		5,000 平方メートル以上、 10,000 平方メートル未満	1 件	650,000 円 (130,000 円)	310,000 円 (130,000 円)
		10,000 平方メートル以上、 25,000 平方メートル未満	1 件	770,000 円 (160,000 円)	370,000 円 (160,000 円)
		25,000 平方メートル以上	1 件	870,000 円 (200,000 円)	440,000 円 (200,000 円)

備考

- 1 金額 1 及び金額 2 の欄の金額は、当該申請に係る建築物の区分に応じ、当該建築物が適合するものとした建築物のエネルギー消費性能基準等を定める省令(平成 28 年経済産業省・国土交通省令第 1 号)に定める基準に応じてそれぞれ定める金額
 - 2 括弧内の金額は、登録建築物調査機関等の適合証等を添付している場合の金額
- イ 向上計画の認定申請に併せて、建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出がある場合に係る審査事務の手数料(別表第 4 第 5 号の表 2 の項関係)
- 1 (2)アにより算定した金額に、次の(ア)又は(イ)に掲げる場合に応じて、それぞれ次に掲げる金額を加算して得た金額
 - (ア) 建築設備を含まない場合 建築物の床面積に応じて別表第 4 第 1 号の表 3 5 の項(建築物に関する確認の申請に係る審査事務手数料の規定)により得た金額
 - (イ) 建築設備を含む場合 1 (2)イ(ア)により得た金額及び建築設備の区分に応じて別表第 4 第 1 号の表 4 1 の項(建築設備の確認の申請に係る審査事務手数料の規定)により得た金額
- ウ 認定を受けた向上計画の変更の申請に係る審査事務の手数料(別表第 4 第 5 号の表 3 の項関係)
- 1 (2)アにより算定した金額に 2 分の 1 を乗じて得た金額。ただし、1 棟の建築物における新たに追加する住宅部分又は非住宅部分にあつては、1

(2)アにより算定した金額

エ 認定を受けた向上計画の変更の認定申請に併せて、建築基準関係規定に適合するかどうかの審査の申出がある場合に係る審査事務の手数料(別表第4第5号の表4の項関係)

1(2)ウにより算定した金額に、1(2)イ(ア)又は(イ)の場合に応じて算定した金額を加算して得た金額

2 施行期日

平成28年4月1日

相模原市下水道条例の一部を改正する条例について
相模原市下水道条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 8 年 2 月 2 2 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市下水道条例の一部を改正する条例
相模原市下水道条例(昭和 4 3 年相模原市条例第 2 6 号)の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「市又は」を削り、同項ただし書中「市長が特に認めたとき」を「非常災害のために必要な応急措置として行う場合」に改める。

第 1 0 条第 1 項中「再開」を「再度開始」に改め、同条に次の 1 項を加える。

3 第 1 項の場合において、使用者が水道の使用に関し神奈川県県営上水道条例(昭和 2 9 年神奈川県条例第 1 1 号)第 7 条第 1 項の規定による申込みを行い、その使用をする者となつたときは第 1 項の規定による開始に係る届出があつたものと、同条第 2 項の規定による届出を行い、これが神奈川県公営企業管理者に受理されたときは第 1 項の規定による休止に係る届出があつたものとみなす。

第 2 1 条の前に見出しとして「(罰則)」を付し、同条を次のように改める。

第 2 1 条 第 5 条第 1 項の規定に違反して排水設備の新設等の工事を行つた者は、2 0 万円以下の罰金に処する。

第 2 1 条の次に次の 1 条を加える。

第 2 1 条の 2 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

第 2 2 条の前の見出しを削り、同条中「1 0 , 0 0 0 円」を「1 万円」に改め、同条第 1 号中「排水設備の」の次に「新設等の」を加え、同条中第 2 号を削り、第 3 号を第 2 号とし、第 4 号から第 7 号までを 1 号ずつ繰り上げる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の第10条第3項の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後にされた神奈川県営上水道条例(昭和29年神奈川県条例第11号)第7条第1項の規定による申込み及び同条第2項の規定による届出について適用する。

3 施行日前にした行為に対する過料に関する規定の適用については、なお従前の例による。

提案の理由

神奈川県営上水道の水道水の使用に係る申込み等をもって公共下水道の使用開始等の届出があったものとみなすこととする規定の追加及び市が指定した下水道工事店以外の者が排水設備の新設等の工事を行った場合の罰則に係る規定の改正その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第 3 1 号関係資料

相模原市下水道条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) 使用開始等の届出に係るみなし規定の追加(第 1 0 条関係)

公共下水道の使用を開始し、又は休止する場合において、神奈川県県営上水道の水道水の使用に係る申込み等を神奈川県公営企業管理者に行ったときは、当該申込み等をもって公共下水道の使用開始等の届出があったものとみなすこととするもの

(2) 市が指定した下水道工事店以外の者が排水設備の新設等を行った場合の罰則に係る規定の改正(第 5 条、第 2 1 条、第 2 1 条の 2 関係)

市が指定した下水道工事店以外の者が排水設備の新設等の工事を行った場合について、1 万円以下の過料を科す旨の規定を改正し、2 0 万円以下の罰金を科すこととするもの

2 施行期日等

(1) 施行期日

平成 2 8 年 7 月 1 日

(2) 経過措置

ア 1 (1) の規定は、この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後にされた神奈川県県営上水道条例(昭和 2 9 年神奈川県条例第 1 1 号)第 7 条第 1 項の規定による申込み等について適用することとするもの

イ 施行日前にした行為に対する過料に関する規定の適用については、なお従前の例によることとするもの

相模原都市計画下水道事業受益者負担に関する条例及び相模原市公共下水道事業受益者分担に関する条例の一部を改正する条例について
相模原都市計画下水道事業受益者負担に関する条例及び相模原市公共下水道事業受益者分担に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 8 年 2 月 2 2 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原都市計画下水道事業受益者負担に関する条例及び相模原市公共下水道事業受益者分担に関する条例の一部を改正する条例

(相模原都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

第 1 条 相模原都市計画下水道事業受益者負担に関する条例(昭和 4 9 年相模原市条例第 2 2 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条第 4 項中「、その徴収猶予を受ける期間が 3 年を超えることとなるときは」を削り、「 3 年ごとに規則に定める」を「 1 年を下らない規則で定める期間ごとにその土地の状況について」に改める。

(相模原市公共下水道事業受益者分担に関する条例の一部改正)

第 2 条 相模原市公共下水道事業受益者分担に関する条例(平成 1 3 年相模原市条例第 3 7 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条第 4 項中「、その徴収猶予を受ける期間が 3 年を超えることとなるときは」を削り、「 3 年ごとに規則に定める」を「 1 年を下らない規則で定める期間ごとにその土地の状況について」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 8 年 7 月 1 日から施行する。

提案の理由

都市計画下水道事業に係る受益者負担金及び公共下水道事業に係る受益者分担金の徴収猶予の決定を受けた土地について、受益者の現況届出の提出に係る頻度

を1年を下らない規則で定める期間とするための規定の改正をいたしたく提案するものである。

相模原市立地域センター条例の一部を改正する条例について
相模原市立地域センター条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 28 年 2 月 22 日提出

相模原市長 加山 俊夫

相模原市立地域センター条例の一部を改正する条例

相模原市立地域センター条例(平成 17 年相模原市条例第 111 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条中「の施設として」を削り、同条に次の 1 項を加える。

2 前項の目的を達成するため、センターに必要な施設を置く。

第 3 条を削る。

第 4 条第 1 項中「センター」の次に「に置かれた施設のうち別表第 1 から別表第 3 までに掲げる施設」を加え、同条を第 3 条とする。

第 5 条を第 4 条とする。

第 6 条第 1 項中「第 4 条第 1 項」を「第 3 条第 1 項」に、「、別表第 2 及び別表第 3」を「から別表第 3 まで」に改め、同条を第 5 条とする。

第 7 条を第 6 条とし、第 8 条を第 7 条とする。

第 9 条第 1 号中「第 4 条第 2 項」を「第 3 条第 2 項」に改め、同条第 3 号中「第 5 条各号」を「第 4 条各号」に改め、同条を第 8 条とする。

第 10 条を第 9 条とし、第 11 条から第 13 条までを 1 条ずつ繰り上げる。

第 14 条第 1 項中「第 9 条」を「第 8 条」に改め、同条を第 13 条とする。

第 15 条を第 14 条とし、第 16 条を第 15 条とする。

別表第 1 中「第 6 条」を「第 5 条」に改め、同表相模原市立青根地域センターの部展示室の項を削る。

別表第 2 及び別表第 3 中「第 6 条」を「第 5 条」に改める。

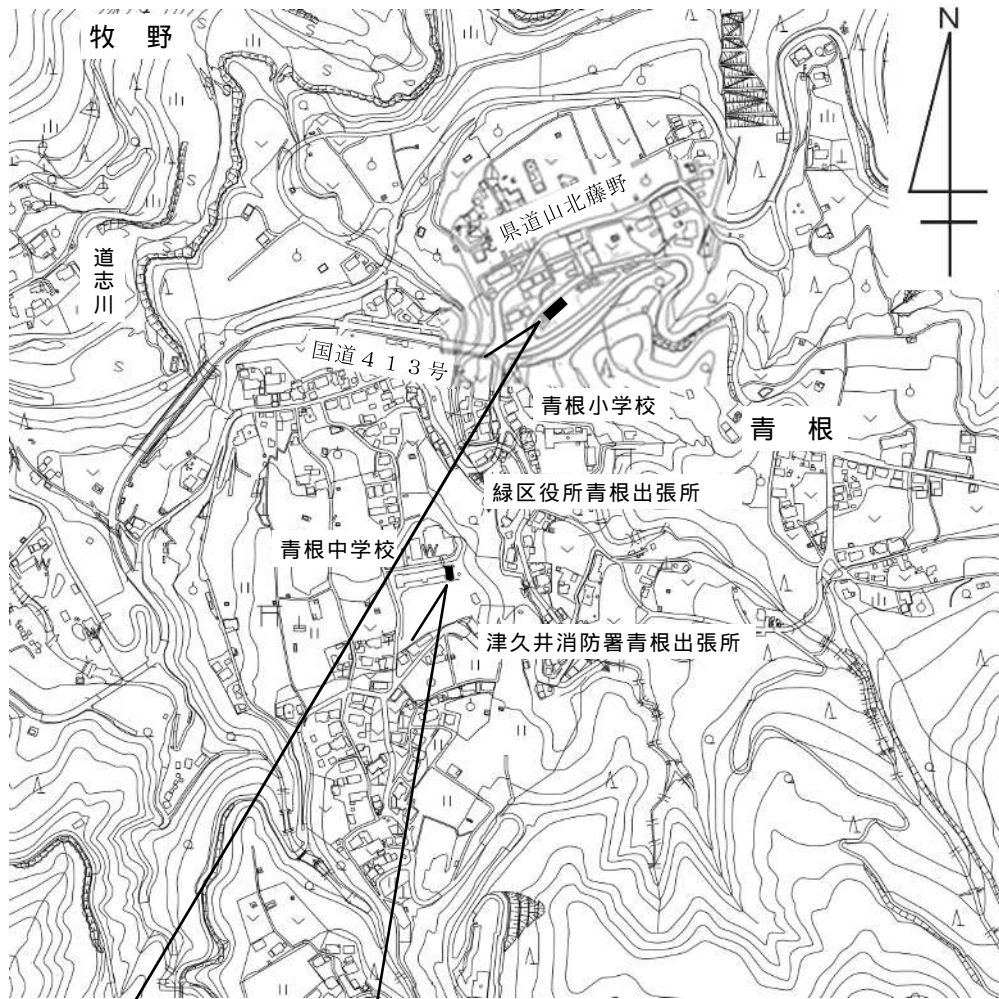
附 則

この条例は、平成 28 年 6 月 1 日から施行する。

提案の理由

(仮称)津久井消防署青根分署、緑区役所青根出張所及び青根公民館複合施設の建設を行うに当たり、青根公民館の図書室の機能を相模原市立青根地域センターに移管するため、同センターの展示室の廃止その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

案 内 図



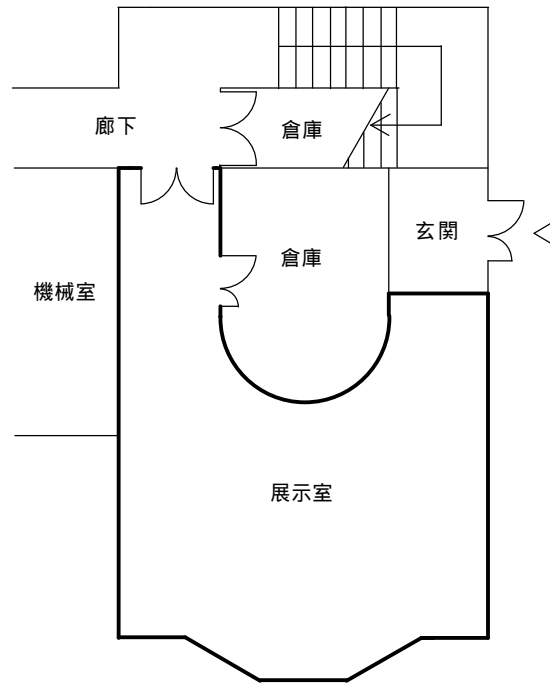
青根公民館

青根地域センター

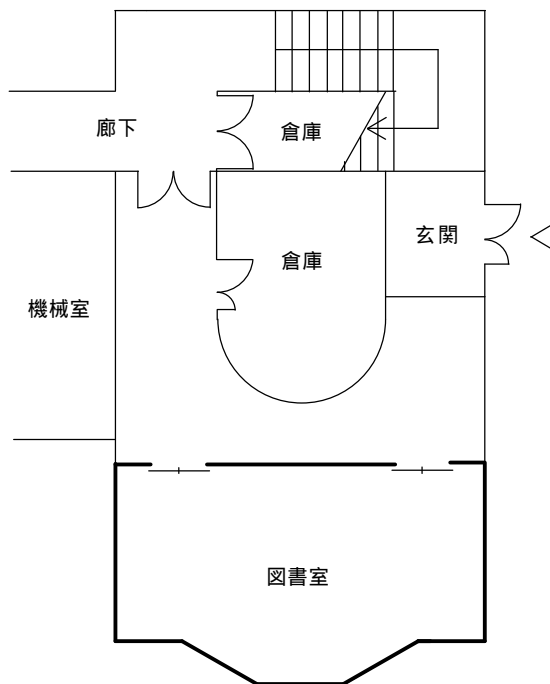
((仮称)津久井消防署青根分署、
緑区役所青根出張所及び青根公
民館複合施設建設予定地)

青根地域センター

1階平面図(改修前)



1階平面図(改修後)



青根公民館の図書室の機能を移管させるため、青根地域センターの展示室の廃止及び改修を行い、青根地域センター図書室を設置するもの

相模原市教育委員会の教育長の勤務条件に関する条例について
相模原市教育委員会の教育長の勤務条件に関する条例を次のように制定する。

平成 28 年 2 月 22 日提出

相模原市長 加山 俊夫

相模原市教育委員会の教育長の勤務条件に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、教育委員会の教育長(以下「教育長」という。)の勤務時間その他の勤務条件について必要な事項を定めるものとする。

(勤務時間その他の勤務条件)

第 2 条 この条例又は他の条例に特別の定めがあるものを除くほか、教育長の勤務時間その他の勤務条件については、相模原市一般職の職員の勤務条件に関する条例(昭和 36 年相模原市条例第 3 号)の適用を受ける職員(以下「一般職の職員」という。)の例による。この場合において、一般職の職員の勤務時間その他の勤務条件について定める条例、規則その他の規程の規定中任命権者に属する権限は、これらの規定にかかわらず、教育委員会が行うものとする。

(職務に専念する義務の免除)

第 3 条 教育長は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 11 条第 5 項の規定により、次の各号のいずれかに該当する場合には、あらかじめ教育委員会の承認を得て、その職務に専念する義務を免除されることができる。

(1) 研修を受ける場合

(2) 厚生に関する計画の実施に参加する場合

(3) 前 2 号に規定する場合を除くほか、教育委員会規則で定める場合

附 則

この条例は、平成 28 年 10 月 1 日までの間において教育委員会規則で定める日から施行する。

提案の理由

地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)の改正に伴い、教育委員会の教育長の勤務時間その他の勤務条件について所要の定めをいたしたく提案するものである。

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例について

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例を次のように制定する。

平成 28 年 2 月 22 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例

(相模原市一般職の職員の勤務条件に関する条例の一部改正)

第 1 条 相模原市一般職の職員の勤務条件に関する条例(昭和 36 年相模原市条例第 3 号)の一部を次のように改正する。

第 13 条の 2 第 1 項第 2 号中「小学校」の次に「、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部」を加える。

(附属機関の設置に関する条例の一部改正)

第 2 条 附属機関の設置に関する条例(昭和 37 年相模原市条例第 17 号)の一部を次のように改正する。

別表教育委員会の部相模原市就学指導委員会の項中「小中学校」の次に「及び義務教育学校」を加える。

(相模原市立相模川ふれあい科学館条例の一部改正)

第 3 条 相模原市立相模川ふれあい科学館条例(昭和 62 年相模原市条例第 10 号)の一部を次のように改正する。

別表備考中「又は中学校に在籍する児童又は生徒」を「の児童、中学校の生徒及びこれらに準ずる者」に改める。

(相模原市立野外体験教室条例の一部改正)

第 4 条 相模原市立野外体験教室条例(平成 7 年相模原市条例第 28 号)の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「、中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

(相模原市建築基準条例の一部改正)

第5条 相模原市建築基準条例(平成11年相模原市条例第47号)の一部を次のように改正する。

第18条中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

(相模原市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第6条 相模原市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年相模原市条例第73号)の一部を次のように改正する。

第51条第2項中「小学校」の次に「(義務教育学校の前期課程を含む。)」を加える。

(相模原市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第7条 相模原市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年相模原市条例第75号)の一部を次のように改正する。

第53条第2項第5号、第59条第9号及び第101条第8号中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

(相模原市いじめの防止等に関する条例の一部改正)

第8条 相模原市いじめの防止等に関する条例(平成26年相模原市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

(相模原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第9条 相模原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年相模原市条例第53号)の一部を次のように改正する。

第11条第3項第4号中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)以後の日を一の期間の初日とす

る第1条の規定による改正後の相模原市一般職の職員の勤務条件に関する条例第13条の2第1項の規定による早出遅出勤務の請求を行おうとする職員は、施行日前においても人事委員会規則の定めるところにより、当該請求を行うことができる。

提案の理由

学校教育法等の一部を改正する法律(平成27年法律第46号)による学校教育法(昭和22年法律第26号)の改正により、新たな学校の種類として義務教育学校が追加されたことに伴い、関係条例の整備その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

学校教育法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例の概要

1 改正の内容

(1) 相模原市一般職の職員の勤務条件に関する条例の一部改正(第1条関係)

任命権者が請求に基づき子の養育のために早出遅出勤務をさせる対象者に、義務教育学校の前期課程に就学している子のある職員であって、人事委員会規則で定めるものを含むよう規定の改正をするもの

(2) 附属機関の設置に関する条例の一部改正(第2条関係)

相模原市就学指導委員会の審議対象に、次年度に義務教育学校に就学予定の児童等の就学に関する事項を含むよう規定の改正をするもの

(3) 相模原市立相模川ふれあい科学館条例の一部改正(第3条関係)

展示室の展示資料の観覧に係る利用料金の「小人」の区分に、義務教育学校の児童等を含むよう規定の改正をするもの

(4) 相模原市立野外体験教室条例の一部改正(第4条関係)

野外体験教室を利用できるものに、義務教育学校を含むよう規定の改正をするもの

(5) 相模原市建築基準条例の一部改正(第5条関係)

教室等の出口に係る基準を適用する対象に、義務教育学校を含むよう規定の改正をするもの

(6) 相模原市指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正(第6条関係)

児童発達支援センターで事業を行う指定児童発達支援事業者が、障害児の福祉に関する相談に応じ、必要な援助を行うよう努めなければならない対象施設に、義務教育学校の前期課程を含むよう規定の改正をするもの

(7) 相模原市児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正(第7条関係)

ア 児童厚生施設に置く児童の遊びを指導する者の資格要件に、義務教育学校の教諭となる資格を有する者を含むよう規定の改正をするもの

イ 児童養護施設に置く児童指導員の資格要件に、義務教育学校の教諭となる資格を有する者であって、市長が適当と認めたものを含むよう規定の改正をするもの

ウ 児童自立支援施設に置く児童自立支援専門員の資格要件に、義務教育学校の教諭となる資格を有する者であって、1年以上児童自立支援事業に従事したもの又は2年以上教員としてその職務に従事したものを含むよう規定の改正をするもの

(8) 相模原市いじめの防止等に関する条例の一部改正(第8条関係)

学校の定義に義務教育学校を含むよう規定の改正をするもの

(9) 相模原市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正(第9条関係)

放課後児童健全育成事業者が放課後児童健全育成事業所ごとに置く放課後児童支援員の資格要件に、義務教育学校の教諭となる資格を有する者を含むよう規定の改正をするもの

2 施行期日等

(1) 施行期日

平成28年4月1日(以下「施行日」という。)。ただし、2(2)に係る規定は、公布の日

(2) 経過措置

施行日以後の日を初日とする1(1)による改正後の相模原市一般職の職員の勤務条件に関する条例(昭和36年相模原市条例第3号)の規定による早出遅出勤務の請求を行おうとする職員は、施行日前においても人事委員会規則の定めるところにより、当該請求を行うことができることとするもの

※ 義務教育学校

学校教育制度の多様化及び弾力化を推進するため、現行の小中学校に加え、新たに設けられる学校であり、小学校から中学校までの義務教育を一貫して行う学校をいう。義務教育学校の目的は、心身の発達に応じて、義務教育として行われる普通教育について、基礎的なものから一貫して施すことであり、修業年限は、9年(前期6年と後期3年の課程に区分される。)で、国公私いずれも設置することができる。

相模原市学校職員の給与に関する条例について
相模原市学校職員の給与に関する条例を次のように制定する。

平成 28 年 2 月 22 日提出

相模原市長 加山 俊夫

相模原市学校職員の給与に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、別に条例で定めるものを除き、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 24 条第 5 項の規定に基づき、学校職員の給与について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において「学校職員」とは、相模原市立学校の設置に関する条例(昭和 39 年相模原市条例第 30 号)本則の規定により設置された小学校及び中学校(以下「小中学校」という。)の一般職の校長、副校長、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭、講師及び事務職員をいう。

2 この条例において「教育職員」とは、学校職員のうちから事務職員を除いた職員をいう。

(給料)

第 3 条 給料は、正規の勤務時間(相模原市一般職の職員の勤務条件に関する条例(昭和 36 年相模原市条例第 3 号。以下「勤務条件条例」という。)第 3 条第 4 項に規定する正規の勤務時間をいう。第 10 条第 2 項において同じ。)による勤務に対する報酬であって、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当及び新型インフルエンザ等緊急事態派遣手当を含む。第 7 条及び第 13 条第 1 項において同じ。)及び義務教育等教員特別手当を除いたもの

とする。

(給料表)

第4条 給料表の種類は、次に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるところによる。

(1) 教育職給料表(別表第1)

(2) 学校事務職給料表(別表第2)

2 地方公務員法第28条の4第1項、第28条の5第1項又は第28条の6第1項若しくは第2項の規定により採用された学校職員(以下「再任用職員」という。)の給料月額は、その者に適用される給料表の再任用職員の項に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

3 地方公務員法第28条の5第1項又は第28条の6第2項の規定により短時間勤務の職に採用された学校職員(以下「再任用短時間勤務職員」という。)の給料月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務条件条例第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(1円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。)とする。

4 地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号。以下「育児休業法」という。)第6条第1項第1号若しくは第18条第1項、相模原市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成15年相模原市条例第39号。以下「任期付職員条例」という。)第3条若しくは第4条又は相模原市職員の配偶者同行休業に関する条例(平成26年相模原市条例第29号。以下「配偶者同行休業条例」という。)第8条第1項第1号の規定により採用された学校職員(以下「任期付職員」という。)の給料月額は、その者に適用される給料表の任期付職員の項に掲げる給料月額のうち、その者の属する職務の級に応じた額とする。

5 育児休業法第18条第1項又は任期付職員条例第4条の規定により採用された短時間勤務職員(以下「任期付短時間勤務職員」という。)の給料月額は、前項の規定にかかわらず、同項の規定による給料月額に、勤務条件条例第2条第4項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(1円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。)とする。

6 学校職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度に基づきこれを給料表に定め

る職務の級に分類するものとし、その分類の基準となる職務の内容及び職制上の段階は、別表第3に定める級別基準職務表に定めるとおりとする。この場合において、同表に掲げる基準となる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で人事委員会規則で定めるものは、同表のそれぞれの職務の級に分類するものとする。

(初任給及び昇給の基準等)

第5条 学校職員の職務の級は、前条第6項に規定する分類基準及び人事委員会規則で定める級別資格基準その他の基準に従い決定する。

- 2 新たに給料表の適用を受ける学校職員となった者の号給は、人事委員会規則で定める初任給の基準に従い決定する。
- 3 学校職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合の号給は、人事委員会規則で定めるところにより決定する。
- 4 学校職員の昇給は、人事委員会規則で定める日に、同日の属する年度の前年度におけるその者の勤務成績に応じて行うものとする。
- 5 前項の規定により学校職員(次項に規定する学校職員を除く。以下この項において同じ。)を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号給数は、前項に規定する昇給の日の属する年度の前年度を通じて良好な成績で勤務した学校職員の昇給の号給数を4号給(教育職給料表の適用を受ける教育職員でその職務の級が4級以上であるものは、3号給)とすることを標準として人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。
- 6 55歳に達した日以後における最初の3月31日を超えて在職する学校職員の第4項の規定による昇給は、同項に規定する期間におけるその者の勤務成績が極めて良好である場合又は特に良好である場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号給数は、勤務成績に応じて人事委員会規則で定める基準に従い決定するものとする。
- 7 学校職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。
- 8 学校職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。
- 9 第4項から前項までに規定するもののほか、学校職員の昇給について必要な事項は、人事委員会規則で定める。
- 10 第2項から前項までの規定は、再任用職員及び任期付職員には適用しない。

第6条 育児休業法第10条第3項の規定により同条第1項に規定する育児短時間勤務の承認を受けた学校職員(育児休業法第17条の規定による短時間勤務をすることとなった学校職員を含む。)の給料月額は、第4条第2項及び第4項並びに前条の規定にかかわらず、これらの規定を適用した場合に得られる給料月額に相当する額に、勤務条件条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額(1円未満の端数が生じたときは、その端数は切り捨てる。)とする。

(給料の支給等)

第7条 学校職員の給料の支給、給与の減額、勤務1時間当たりの給与額の算出及び休職者の給与並びに扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当及び災害派遣手当の支給については、相模原市一般職の給与に関する条例(昭和26年相模原市条例第11号。以下「一般職給与条例」という。)の適用を受ける職員(以下「一般職給与条例適用職員」という。)の例による。

(特殊勤務手当)

第8条 著しく危険、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する教育職員(その職務の級が1級、2級又は3級であるものに限る。以下この条において同じ。)には、その勤務の特殊性に応じて特殊勤務手当を支給する。

2 特殊勤務手当は、教育職員が次に掲げる業務を行う場合に支給する。

(1) 学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務

(2) 修学旅行、林間学校、臨海学校等(学校が計画し、及び実施するものに限る。)で教育委員会規則で定めるものにおいて児童又は生徒を引率して行う指導業務

(3) 学校の管理下において行われる部活動(正規の教育課程としてのクラブ活動に準ずる活動をいう。)又は学校行事として行われる保健・安全的行事における児童又は生徒に対する指導業務

(4) 突発的に発生した業務で、教育委員会規則で定めるものに対処するために緊急の呼出しを受け、教育委員会規則で定める事情のもとで行うもの

3 特殊勤務手当の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額を超

えない範囲内において、教育委員会規則で定める。

(1) 前項第1号に規定する場合 日額8,000円

(2) 前項第2号に規定する場合 日額4,250円

(3) 前項第3号に規定する場合 日額3,000円

(4) 前項第4号に規定する場合 日額1,240円

4 教育職員が同一の日において、第2項各号に掲げる業務のうち2以上の業務に従事した場合は、教育委員会規則で定めるところにより、特殊勤務手当の額を調整して支給することができる。

(管理職手当)

第9条 管理又は監督の地位にある学校職員の職のうち教育委員会規則で定めるものについては、その職務の特殊性に基づき、管理職手当を支給する。

2 管理職手当の月額、前項に規定する職を占める学校職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額 $\frac{100}{100}$ 分の $\frac{23}{100}$ を超えない範囲内において、教育委員会規則で定める。

3 第1項の規定により管理職手当の支給を受ける学校職員には、第7条の規定により一般職給与条例適用職員の例によることとされる場合における一般職給与条例第11条から第13条までの規定は、適用しない。

(管理職員特別勤務手当)

第10条 前条に規定する管理職手当の支給を受ける学校職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務条件条例第3条第1項及び第3項並びに第8条の規定に基づく週休日(同条の規定により半日勤務時間を勤務することを命ずる日に割り振られた日を除く。)又は勤務条件条例第7条第1項から第3項までの規定により定められた休日若しくは勤務条件条例第7条の2第1項に規定する代休日(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該学校職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、同項の学校職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間外の時間に勤務した場合は、当該学校職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第 1 項に規定する場合 同項の勤務 1 回につき、12,000 円を超えない範囲内において教育委員会規則で定める額(当該勤務に従事する時間等を考慮して教育委員会規則で定める勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額)

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務 1 回につき、6,000 円を超えない範囲内において教育委員会規則で定める額

4 前 3 項に規定するもののほか、管理職員特別勤務手当の支給について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(義務教育等教員特別手当)

第 1 1 条 義務教育等教員特別手当は、教育職員に対して支給する。

2 義務教育等教員特別手当の月額は、8,000 円を超えない範囲内において、職務の級及び号給(再任用職員及び任期付職員にあつては、職務の級)の別に応じ、教育委員会規則で定める。

3 前 2 項に規定するもののほか、義務教育等教員特別手当の支給について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(特殊勤務手当等の支給方法)

第 1 2 条 特殊勤務手当及び管理職手当の支給方法について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(常勤代替教諭等の給与)

第 1 3 条 地方公務員法第 2 2 条第 2 項、女子教職員の出産に際しての補助教職員の確保に関する法律(昭和 3 0 年法律第 1 2 5 号)第 3 条第 1 項、育児休業法第 6 条第 1 項第 2 号及び配偶者同行休業条例第 8 条第 1 項第 2 号の規定により、学校職員の代替等として臨時に任用する常勤代替教諭及び常勤代替事務職員(以下この条において「常勤代替教諭等」という。)の給与として、第 3 条、第 4 条第 1 項及び第 6 項、第 5 条、第 7 条、第 8 条、第 1 1 条並びに前条の規定により、給料並びに扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、勤勉手当、災害派遣手当及び義務教育等教員特別手当を支給する。

2 前項に規定するもののほか、常勤代替教諭等の給与の支給について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(非常勤職員の給与)

第14条 非常勤の学校職員(再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。次項において同じ。)の給与として、賃金、通勤に要する費用に相当する額及び割増賃金を支給する。

2 非常勤の学校職員の給与の支給については、一般職給与条例第15条の2の規定の例による。

(給与の口座振替)

第15条 給与は、学校職員の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。

(給与からの控除)

第16条 市長は、給料その他の給与を支給する際学校職員の給与から、一般職給与条例第17条各号に掲げるもののほか、次に掲げるものを控除することができる。

(1) 相模原市立学校教職員互助会の定期に徴収する会費

(2) 一般財団法人神奈川県教育福祉振興会(以下この条において「振興会」という。)の定期に徴収する会費

(3) 振興会が扱う団体契約に係る生命保険及び損害保険の保険料

(4) 振興会が扱う共済事業に係る掛金

(5) 振興会の貸付金の返済金

(6) 湘北教職員組合が扱う中央労働金庫の貸付金の返済金

(7) 湘北教職員組合が扱う団体生命共済の掛金

(人事委員会との協議)

第17条 教育委員会は、この条例の規定に基づく教育委員会規則を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ人事委員会と協議しなければならない。

(委任)

第18条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成26年法律第51号。以下「整備法」という。)附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)の前日において学校職員の給与等に関する条例(昭和32年神奈川県条例第56号。以下「県給与条例」という。)の適用を受けていた職員で、整備法第5条の規定による市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)の改正に伴い、引き続きこの条例の適用を受けることとなったもの(以下「特定教職員」という。)の期末手当及び勤勉手当に係る在職期間(第7条の規定により一般職給与条例適用職員の例によることとされる場合における一般職給与条例第14条の4並びに第14条の5及び第14条の6(一般職給与条例第14条の7第5項において準用する場合を含む。))に規定する在職期間をいう。)については、施行日の前日において県給与条例の規定の適用を受けていた職員としての在職期間を含むものとする。

3 特定教職員の勤勉手当に係る判定期間(第7条の規定により一般職給与条例適用職員の例によることとされる場合における一般職給与条例第14条の7第1項に規定する規則で定める期間をいう。)については、施行日の前日において県給与条例の規定の適用を受けていた職員としての在職期間を含むものとする。

4 整備法附則第3条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる休職の処分に係る特定教職員の休職者の給与については、この条例の規定により支給する給料及び手当の額に基づき支給するものとする。

(再任用職員の給料月額に係る特例)

5 昭和28年4月1日以前に生まれた者のうち、第4条第1項第2号に規定する学校事務職給料表の適用を受ける再任用職員でその職務の級が3級のものの給料月額は、別表第2の規定にかかわらず、同表再任用職員の項中「252,900」とあるのは、「221,100」として同条第2項若しくは第3項又は第6条の規定を適用した額とする。

(相模原市一般職の給与に関する条例の一部改正)

6 相模原市一般職の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「一般職」の次に「の職員(相模原市学校職員の給与に関する条例(平成28年相模原市条例第 号。以下「学校職員給与条例」という。))の適用を受けるものを除く。以下「職員」という。)」を加える。

別表第1(第4条関係)

教育職給料表

職員の 区分	職務 の級	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	150,900	166,700	245,400	284,800	404,400
	2	152,400	168,800	247,900	287,500	405,900
	3	153,900	170,900	250,400	290,400	407,400
	4	155,400	173,100	252,900	293,100	408,900
	5	157,100	175,100	255,600	295,700	410,300
	6	159,000	177,300	258,000	298,100	411,700
	7	160,800	179,500	260,300	300,600	413,200
	8	162,600	181,700	262,600	303,200	414,800
	9	164,400	184,000	264,900	305,700	416,200
	10	166,500	186,800	267,200	308,500	417,600
	11	168,500	189,500	269,400	311,300	419,000
	12	170,500	192,200	271,600	314,200	420,300
	13	172,500	195,100	274,000	316,800	421,600
	14	174,700	196,800	276,000	319,000	423,000
	15	176,900	198,400	278,100	321,200	424,400
	16	179,100	200,100	280,200	323,500	425,800
	17	181,400	201,900	282,200	325,800	427,000
	18	184,000	203,600	284,800	328,000	428,300
	19	186,500	205,300	287,200	330,300	429,500
	20	189,000	206,900	289,700	332,500	430,800
	21	191,500	208,700	291,900	334,700	431,900
	22	193,200	210,600	294,500	336,800	433,100
	23	194,900	212,500	297,000	339,000	434,400
	24	196,600	214,400	299,700	341,100	435,700
	25	198,100	216,100	302,100	343,300	437,000
	26	199,800	218,100	304,500	345,200	438,200
	27	201,500	220,100	307,000	347,200	439,200

28	203,100	222,100	309,400	349,200	440,300
29	204,600	224,000	311,800	351,200	441,600
30	206,300	226,700	314,000	353,000	442,700
31	208,000	229,400	316,100	354,700	443,900
32	209,700	232,100	318,300	356,600	445,000
33	211,300	234,700	320,600	358,300	446,200
34	213,100	237,500	322,700	360,000	447,100
35	214,900	240,100	324,900	361,700	448,000
36	216,700	242,800	326,900	363,500	448,700
37	218,300	245,400	329,100	365,400	449,500
38	220,100	247,900	331,200	366,900	450,300
39	221,900	250,400	333,400	368,500	451,100
40	223,700	252,900	335,600	370,100	451,900
41	225,400	255,600	337,500	371,400	452,800
42	227,100	258,000	339,700	372,800	453,600
43	228,700	260,300	341,800	374,300	454,400
44	230,300	262,600	344,000	375,800	455,200
45	232,000	264,900	346,000	377,300	456,100
46	233,400	267,200	348,000	378,900	456,900
47	234,800	269,400	350,100	380,500	457,700
48	236,200	271,600	352,100	382,000	458,500
49	237,700	274,000	353,900	383,400	459,400
50	239,200	276,000	355,800	384,900	460,200
51	240,600	278,100	357,700	386,400	461,000
52	242,100	280,200	359,600	387,800	461,800
53	243,400	282,200	361,500	389,000	462,700
54	244,700	284,800	363,200	390,300	463,500
55	246,100	287,200	364,900	391,400	464,300
56	247,500	289,700	366,500	392,500	465,100
57	248,900	291,900	368,000	394,000	466,000
58	250,000	294,500	369,500	395,200	

	59	251,300	297,000	371,000	396,400
	60	252,600	299,700	372,400	397,700
	61	253,900	302,100	373,500	398,900
	62	255,400	304,500	374,900	399,900
	63	256,800	307,000	376,300	401,300
	64	258,100	309,400	377,600	402,600
	65	259,500	311,800	378,900	403,800
	66	261,100	314,000	380,200	404,900
	67	262,700	316,100	381,400	406,100
	68	264,400	318,300	382,700	407,200
	69	265,900	320,600	384,000	408,200
	70	267,300	322,700	385,100	409,200
	71	268,800	324,900	386,400	410,200
	72	270,300	326,900	387,600	411,200
	73	271,400	329,100	389,000	412,200
	74	272,800	331,200	390,000	412,900
	75	274,200	333,400	391,100	413,600
	76	275,500	335,600	392,100	414,300
	77	276,900	337,400	393,000	415,000
	78	278,100	339,300	394,000	415,700
	79	279,300	341,200	395,100	416,400
	80	280,500	343,000	396,200	417,100
	81	281,700	344,800	396,900	417,900
	82	282,900	346,600	397,800	418,600
	83	284,100	348,300	398,700	419,300
	84	285,300	350,100	399,600	420,000
	85	286,500	351,500	400,400	420,600
	86	287,600	353,100	401,300	421,100
	87	288,800	354,800	402,100	421,700
	88	290,000	356,300	402,900	422,400
再	89	291,200	357,700	403,500	423,100

任用職員及び任期付職員以外の職員

90	292,300	359,000	404,200	423,700
91	293,500	360,400	404,900	424,400
92	294,700	361,800	405,600	424,900
93	295,500	363,300	406,200	425,300
94	296,500	364,600	407,000	425,900
95	297,700	365,900	407,700	426,500
96	298,900	367,100	408,500	427,100
97	299,900	368,100	409,200	427,500
98	301,000	369,100	410,000	428,100
99	302,000	370,100	410,800	428,700
100	303,100	371,100	411,600	429,300
101	304,000	372,000	412,200	429,700
102	305,100	373,000	412,900	430,300
103	306,200	374,000	413,600	430,900
104	307,200	375,000	414,300	431,500
105	307,800	375,800	415,100	431,900
106	308,700	376,700	415,800	432,500
107	309,500	377,600	416,500	433,100
108	310,300	378,600	417,300	433,700
109	311,200	379,400	417,900	434,100
110	311,600	380,400	418,400	434,700
111	312,000	381,400	418,900	435,300
112	312,500	382,400	419,500	435,900
113	313,100	383,000	420,000	436,300
114	313,500	383,900	420,500	436,900
115	314,000	384,800	421,000	437,500
116	314,500	385,700	421,500	438,100
117	315,100	386,500	422,100	438,500
118	315,600	387,200	422,600	439,100
119	316,000	388,000	423,100	439,700
120	316,500	388,800	423,600	440,300

121	317,000	389,400	424,200	440,700
122	317,400	390,200	424,700	
123	317,900	390,900	425,200	
124	318,400	391,600	425,700	
125	319,000	392,200	426,300	
126	319,300	392,900	426,800	
127	319,600	393,400	427,300	
128	319,900	394,000	427,800	
129	320,100	394,700	428,400	
130	320,400	395,300	428,900	
131	320,700	395,800	429,400	
132	321,000	396,300	429,900	
133	321,200	396,600	430,500	
134	321,400	397,200	431,000	
135	321,600	397,800	431,500	
136	321,900	398,400	432,000	
137	322,200	398,900	432,600	
138	322,400	399,500		
139	322,700	400,100		
140	323,000	400,700		
141	323,200	401,100		
142	323,400	401,700		
143	323,700	402,200		
144	323,900	402,800		
145	324,200	403,200		
146	324,400	403,800		
147	324,700	404,300		
148	325,000	404,900		
149	325,200	405,300		
150	325,400	405,800		
151	325,700	406,300		

152	326,000	406,800
153	326,200	407,400
154	326,500	407,900
155	326,800	408,400
156	327,100	408,900
157	327,200	409,500
158	327,500	410,000
159	327,800	410,500
160	328,100	411,000
161	328,200	411,600
162	328,500	412,100
163	328,800	412,600
164	329,100	413,100
165	329,200	413,700
166		414,200
167		414,700
168		415,200
169		415,800
170		416,300
171		416,800
172		417,300
173		417,900
174		418,400
175		418,900
176		419,400
177		420,000
178		420,500
179		421,000
180		421,500
181		422,100
182		422,600

	183		423,100			
	184		423,600			
	185		424,200			
再任用 職員		231,700	268,800	294,300	322,100	402,900
任期付 職員		176,900	201,900	261,200	284,800	356,300

備考 この表は、教育職員で人事委員会規則で定める者に適用する。

別表第2(第4条関係)

学校事務職給料表

職員の 区分	職務 の級	1級	2級	3級	4級	5級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
		円	円	円	円	円
	1	137,900	187,900	223,900	258,300	285,000
	2	139,000	189,700	225,500	260,400	287,200
	3	140,200	191,500	227,100	262,300	289,500
	4	141,300	193,300	228,700	264,400	291,700
	5	142,400	194,900	230,300	266,300	293,700
	6	143,500	196,700	232,000	268,300	296,000
	7	144,600	198,500	233,600	270,400	298,300
	8	145,700	200,300	235,200	272,500	300,600
	9	146,800	201,900	236,800	274,600	302,700
	10	148,200	203,700	238,400	276,600	305,000
	11	149,500	205,500	240,000	278,700	307,200
	12	150,800	207,300	241,600	280,800	309,500
	13	152,100	208,600	243,200	282,800	311,700
	14	153,600	210,400	244,700	284,900	313,800
	15	155,100	212,100	246,200	286,900	316,000
	16	156,700	213,900	247,700	289,000	318,100
	17	157,900	215,600	249,200	291,000	320,200

18	159,400	217,300	251,100	293,000	322,200
19	160,900	219,000	252,900	295,100	324,300
20	162,400	220,600	254,700	297,100	326,300
21	163,800	222,200	256,400	299,200	328,300
22	166,500	223,900	258,300	301,300	330,400
23	169,100	225,600	260,200	303,300	332,400
24	171,700	227,200	261,900	305,400	334,500
25	174,300	228,700	263,900	307,200	336,100
26	176,000	230,300	265,800	309,300	338,000
27	177,700	231,800	267,600	311,400	340,000
28	179,400	233,200	269,500	313,400	341,900
29	180,900	234,600	271,200	315,400	343,600
30	182,700	235,800	273,100	317,400	345,500
31	184,500	237,000	275,000	319,500	347,400
32	186,300	238,300	276,800	321,600	349,200
33	187,900	239,600	278,500	323,100	351,100
34	189,400	241,000	280,400	325,100	352,900
35	190,900	242,300	282,200	327,100	354,700
36	192,400	243,600	284,100	329,200	356,400
37	193,700	244,600	285,800	331,100	357,800
38	195,000	246,100	287,500	333,000	359,100
39	196,300	247,700	289,300	335,000	360,500
40	197,600	249,200	291,100	336,900	361,900
41	198,900	250,600	292,800	338,800	363,200
42	200,200	252,000	294,500	340,700	364,100
43	201,500	253,400	296,200	342,500	365,200
44	202,800	254,800	297,800	344,400	366,300
45	203,900	256,000	299,500	345,900	367,100
46	205,200	257,300	301,200	347,300	368,000
47	206,500	258,700	302,800	348,800	368,900
48	207,800	260,100	304,500	350,300	369,800

再任用職員及び任期付職員以外の職員

49	208,900	261,400	305,700	351,900	370,700
50	210,000	262,500	307,200	352,700	371,500
51	211,100	263,800	308,800	353,900	372,300
52	212,200	265,100	310,400	354,900	373,100
53	213,300	266,200	312,000	355,800	373,800
54	214,300	267,300	313,600	356,900	374,500
55	215,300	268,600	315,200	357,800	375,200
56	216,300	269,900	316,700	358,900	375,900
57	217,100	271,000	318,200	359,800	376,400
58	218,100	272,000	319,400	360,500	377,000
59	219,000	273,100	320,600	361,200	377,600
60	220,000	274,200	321,800	361,900	378,300
61	220,800	275,400	322,500	362,300	378,700
62	221,800	276,400	323,400	362,900	379,400
63	222,800	277,300	324,200	363,600	380,000
64	223,800	278,300	325,000	364,300	380,600
65	224,500	279,100	325,900	364,600	381,000
66	225,500	280,000	326,300	365,300	381,600
67	226,500	280,800	327,000	366,000	382,200
68	227,600	281,700	327,800	366,700	382,800
69	228,400	282,700	328,600	367,000	383,200
70	229,200	283,500	329,300	367,600	383,700
71	230,000	284,300	330,000	368,300	384,400
72	230,800	285,100	330,700	368,900	385,000
73	231,600	285,900	331,200	369,200	385,500
74	232,300	286,400	331,800	369,800	386,200
75	233,000	286,800	332,300	370,500	386,800
76	233,700	287,300	332,900	371,100	387,500
77	234,400	287,400	333,200	371,500	388,000
78	235,200	287,800	333,700	372,000	388,400
79	236,000	288,000	334,100	372,600	388,800

80	236,800	288,400	334,600	373,100	389,200
81	237,500	288,600	335,000	373,600	389,500
82	238,200	288,800	335,500	374,200	389,800
83	238,900	289,200	336,000	374,700	390,100
84	239,600	289,500	336,500	375,000	390,300
85	240,300	289,800	336,800	375,400	390,500
86	241,000	290,100	337,200	375,900	390,700
87	241,700	290,400	337,700	376,300	390,900
88	242,400	290,800	338,100	376,700	391,000
89	243,100	291,100	338,400	377,100	391,100
90	243,600	291,500	338,800	377,600	391,300
91	244,100	291,800	339,300	378,000	391,500
92	244,600	292,200	339,700	378,400	391,600
93	244,900	292,300	339,900	378,700	391,700
94		292,500	340,300		
95		292,900	340,800		
96		293,300	341,200		
97		293,500	341,300		
98		293,800	341,800		
99		294,200	342,200		
100		294,600	342,500		
101		294,800	342,800		
102		295,100	343,200		
103		295,500	343,600		
104		295,800	344,000		
105		296,000	344,500		
106		296,300	344,900		
107		296,700	345,300		
108		297,000	345,700		
109		297,200	346,200		
110		297,600	346,600		

	111		298,000	346,900		
	112		298,300	347,200		
	113		298,400	347,700		
	114		298,700			
	115		299,000			
	116		299,400			
	117		299,600			
	118		299,800			
	119		300,100			
	120		300,400			
	121		300,800			
	122		301,000			
	123		301,300			
	124		301,600			
	125		301,900			
再任用 職員		185,400	212,900	252,900	272,300	287,400
任期付 職員		143,800	177,900	222,400	240,700	254,000

備考 この表は、小中学校の事務職員に適用する。

別表第3(第4条関係)

級別基準職務表

給料表の種類	職務の級	基準となる職務	職制上の段階
教育職給料表	1級	助教諭の職務	助教諭級
	2級	教諭の職務	教諭級
	3級	主幹教諭の職務	主幹教諭級
	4級	副校長の職務	副校長級
	5級	校長の職務	校長級
学校事務職給料表	1級	事務主事の職務	事務主事級
	2級	高度の知識又は経験を必要とする	

		事務主事の職務	
	3 級	主任事務主事の職務	主任事務主事級
	4 級	事務主査の職務	事務主査級
	5 級	総括事務主査の職務	総括事務主査級

提案の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成26年法律第51号)による市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)の改正により、県費負担教職員の給与負担等が神奈川県から本市に移譲されることに伴い、学校職員の給与について所要の定めをいたしたく提案するものである。

特定教職員の給料表の切替え等に関する条例について
特定教職員の給料表の切替え等に関する条例を次のように制定する。

平成 28 年 2 月 22 日提出

相模原市長 加山 俊夫

特定教職員の給料表の切替え等に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、学校職員の給与等に関する条例(昭和 32 年神奈川県条例第 56 号。以下「県給与条例」という。)の適用を受けていた職員で、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成 26 年法律第 51 号。以下「整備法」という。)による市町村立学校職員給与負担法(昭和 23 年法律第 135 号)の改正に伴い、引き続き相模原市一般職の給与に関する条例(昭和 26 年相模原市条例第 11 号。以下「一般職給与条例」という。)又は相模原市学校職員の給与に関する条例(平成 28 年相模原市条例第 号。以下「学校職員給与条例」という。)の適用を受けることとなったもの(以下「特定教職員」という。)の給料表の切替え等について必要な事項を定めるものとする。

(給料表の切替え)

第 2 条 この条例の施行の日(以下「切替日」という。)において特定教職員に適用する給料表は、切替日の前日に県給与条例の規定により適用を受けていた次の各号に掲げる給料表に応じ、当該各号に定める給料表とする。

- (1) 県給与条例第 3 条第 1 項第 1 号に規定する教育職給料表 学校職員給与条例第 4 条第 1 項第 1 号に規定する教育職給料表
- (2) 県給与条例第 3 条第 1 項第 2 号に規定する学校栄養職給料表 一般職給与条例第 3 条第 1 項第 1 号に規定する行政職給料表(1)
- (3) 県給与条例第 3 条第 1 項第 3 号に規定する学校行政職給料表 学校職員給与条例第 4 条第 1 項第 2 号に規定する学校事務職給料表

(職務の級の切替え)

第3条 切替日の前日においてその者が属していた職務の級(以下「旧級」という。)が、前条の規定によりその者に適用される給料表に応じて別表第1に掲げられている職務の級であった特定教職員の切替日における職務の級(以下「新級」という。)は、旧級に対応する同表の新級欄に定める職務の級とする。この場合において、同欄に2の職務の級が掲げられているときは、教育委員会の定めるところにより、そのいずれかの職務の級とする。

(号給の切替え)

第4条 特定教職員の切替日における号給(以下「新号給」という。)は、旧級及び切替日の前日においてその者が受けていた号給(以下「旧号給」という。)に応じて別表第2に定める号給とする。ただし、旧級が4級以上であったもの(第2条の規定により同条第1号に定める教育職給料表の適用を受けるものに限る。)、切替日の前日において55歳に達しているものその他人事委員会規則で定めるものの新号給は、旧級及び旧号給に応じて別表第3に定める号給とする。

2 前項の規定にかかわらず、前条後段の規定により新級を決定される特定教職員の新号給は、新級及び旧号給に応じて別表第4に定める号給とする。ただし、切替日の前日において55歳に達しているものその他人事委員会規則で定めるものの新号給は、新級及び旧号給に応じて別表第5に定める号給とする。

(再計算を行う者)

第5条 前2条の規定にかかわらず、第2条の規定により同条第2号に定める行政職給料表(1)の適用を受ける特定教職員のうち、平成18年10月1日以後に採用されたものの新級及び新号給は、その者の採用の日一般職給与条例第3条の2の規定の適用があったものとみなした場合に決定される職務の級及び号給を基礎とし、かつ、部内の他の職員との均衡を考慮して人事委員会規則の定めるところにより昇格、昇給等を行ったものとした場合に切替日に受けることとなる職務の級及び号給とする。

(切替えに伴う必要な調整)

第6条 前3条の規定により決定された新級及び新号給については、部内の他の職員との均衡を著しく失し、かつ、特に必要と認める場合は、人事委員会規則の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(切替日前の異動者等の号給の調整)

第7条 切替日前に職務の級を異にして異動した特定教職員その他の人事委員会規則で定めるものの新号給については、その者が切替日において職務の級を異にする異動等をしたものとした場合等との権衡上必要と認められる限度において、人事委員会規則の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

(特定教職員が受けていた号給等の基礎)

第8条 第3条から前条までの規定の適用については、これらの規定に規定する特定教職員が属していた職務の級及びその者が受けていた号給は、県給与条例及びこれに基づく規程の規定に従って定められたものでなければならない。

(給料の切替えに伴う経過措置)

第9条 特定教職員で、その者の受ける給料月額が切替日の前日において受けていた給料月額に達しないこととなるもの(人事委員会規則で定める特定教職員を除く。)には、切替日から3年を超えない範囲内において人事委員会規則で定める日までの間、給料月額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

2 特定教職員(前項に規定するものを除く。)について、同項の規定による給料を支給される特定教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該特定教職員には、人事委員会規則の定めるところにより、同項の規定に準じて、給料を支給する。

3 切替日以降に新たに給料表の適用を受けることとなった職員について、任用の事情等を考慮して前2項の規定による給料を支給される特定教職員との権衡上必要があると認められるときは、当該職員には、人事委員会規則の定めるところにより、前2項の規定に準じて、給料を支給する。

(切替日の属する年度における特例)

第10条 一般職給与条例第3条の2第4項又は学校職員給与条例第5条第4項の規定は、切替日の属する年度に限り、特定教職員には適用しない。

(委任)

第11条 この条例の施行について必要な事項は、人事委員会規則で定める。

附 則

この条例は、整備法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

別表第1(第3条関係)

職務の級の切替表

給料表	旧級	新級
-----	----	----

教育職給料表	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	3 級
	4 級	4 級
	5 級	5 級
行政職給料表(1)	1 級	1 級
	2 級	2 級
		3 級
	3 級	3 級
		4 級
	4 級	4 級
5 級		
学校事務職給料表	1 級	1 級
	2 級	2 級
	3 級	3 級
	4 級	4 級
		5 級
	5 級	5 級
	6 級	5 級

別表第 2 (第 4 条関係)

旧級がこれに対応する別表第 1 の新級欄に 2 の職務の級が掲げられている職務の級である特定教職員以外の特定教職員(別表第 3 の適用を受けるものを除く。)の号給の切替表

(1) 教育職給料表の適用を受ける特定教職員の新号給

旧級 旧号給	旧級		
	1 級	2 級	3 級
1	2	2	2
2	3	3	3
3	4	4	4
4	5	5	5

5	6	6	6
6	7	7	7
7	8	8	8
8	9	9	9
9	1 0	1 0	1 0
1 0	1 1	1 1	1 1
1 1	1 2	1 2	1 2
1 2	1 3	1 3	1 3
1 3	1 4	1 4	1 4
1 4	1 5	1 5	1 5
1 5	1 6	1 6	1 6
1 6	1 7	1 7	1 7
1 7	1 8	1 8	1 8
1 8	1 9	1 9	1 9
1 9	2 0	2 0	2 0
2 0	2 1	2 1	2 1
2 1	2 2	2 2	2 2
2 2	2 3	2 3	2 3
2 3	2 4	2 4	2 4
2 4	2 5	2 5	2 5
2 5	2 6	2 6	2 6
2 6	2 7	2 7	2 7
2 7	2 8	2 8	2 8
2 8	2 9	2 9	2 9
2 9	3 0	3 0	3 0
3 0	3 1	3 1	3 1
3 1	3 2	3 2	3 2
3 2	3 3	3 3	3 3
3 3	3 4	3 4	3 4
3 4	3 5	3 5	3 5

3 5	3 6	3 6	3 6
3 6	3 7	3 7	3 7
3 7	3 8	3 8	3 8
3 8	3 9	3 9	3 9
3 9	4 0	4 0	4 0
4 0	4 1	4 1	4 1
4 1	4 2	4 2	4 2
4 2	4 3	4 3	4 3
4 3	4 4	4 4	4 4
4 4	4 5	4 5	4 5
4 5	4 6	4 6	4 6
4 6	4 7	4 7	4 7
4 7	4 8	4 8	4 8
4 8	4 9	4 9	4 9
4 9	5 0	5 0	5 0
5 0	5 1	5 1	5 1
5 1	5 2	5 2	5 2
5 2	5 3	5 3	5 3
5 3	5 4	5 4	5 4
5 4	5 5	5 5	5 5
5 5	5 6	5 6	5 6
5 6	5 7	5 7	5 7
5 7	5 8	5 8	5 8
5 8	5 9	5 9	5 9
5 9	6 0	6 0	6 0
6 0	6 1	6 1	6 1
6 1	6 2	6 2	6 2
6 2	6 3	6 3	6 3
6 3	6 4	6 4	6 4
6 4	6 5	6 5	6 5

6 5	6 6	6 6	6 6
6 6	6 7	6 7	6 7
6 7	6 8	6 8	6 8
6 8	6 9	6 9	6 9
6 9	7 0	7 0	7 0
7 0	7 1	7 1	7 1
7 1	7 2	7 2	7 2
7 2	7 3	7 3	7 3
7 3	7 4	7 4	7 4
7 4	7 5	7 5	7 5
7 5	7 6	7 6	7 6
7 6	7 7	7 7	7 7
7 7	7 8	7 8	7 8
7 8	7 9	7 9	7 9
7 9	8 0	8 0	8 0
8 0	8 1	8 1	8 1
8 1	8 2	8 2	8 2
8 2	8 3	8 3	8 3
8 3	8 4	8 4	8 4
8 4	8 5	8 5	8 5
8 5	8 6	8 6	8 6
8 6	8 7	8 7	8 7
8 7	8 8	8 8	8 8
8 8	8 9	8 9	8 9
8 9	9 0	9 0	9 0
9 0	9 1	9 1	9 1
9 1	9 2	9 2	9 2
9 2	9 3	9 3	9 3
9 3	9 4	9 4	9 4
9 4	9 5	9 5	9 5

9 5	9 6	9 6	9 6
9 6	9 7	9 7	9 7
9 7	9 8	9 8	9 8
9 8	9 9	9 9	9 9
9 9	1 0 0	1 0 0	1 0 0
1 0 0	1 0 1	1 0 1	1 0 1
1 0 1	1 0 2	1 0 2	1 0 2
1 0 2	1 0 3	1 0 3	1 0 3
1 0 3	1 0 4	1 0 4	1 0 4
1 0 4	1 0 5	1 0 5	1 0 5
1 0 5	1 0 6	1 0 6	1 0 6
1 0 6	1 0 7	1 0 7	1 0 7
1 0 7	1 0 8	1 0 8	1 0 8
1 0 8	1 0 9	1 0 9	1 0 9
1 0 9	1 1 0	1 1 0	1 1 0
1 1 0	1 1 1	1 1 1	1 1 1
1 1 1	1 1 2	1 1 2	1 1 2
1 1 2	1 1 3	1 1 3	1 1 3
1 1 3	1 1 4	1 1 4	1 1 4
1 1 4	1 1 5	1 1 5	1 1 5
1 1 5	1 1 6	1 1 6	1 1 6
1 1 6	1 1 7	1 1 7	1 1 7
1 1 7	1 1 8	1 1 8	1 1 8
1 1 8	1 1 9	1 1 9	1 1 9
1 1 9	1 2 0	1 2 0	1 2 0
1 2 0	1 2 1	1 2 1	1 2 1
1 2 1	1 2 2	1 2 2	1 2 2
1 2 2	1 2 3	1 2 3	1 2 3
1 2 3	1 2 4	1 2 4	1 2 4
1 2 4	1 2 5	1 2 5	1 2 5

1 2 5	1 2 6	1 2 6	1 2 6
1 2 6	1 2 7	1 2 7	1 2 7
1 2 7	1 2 8	1 2 8	1 2 8
1 2 8	1 2 9	1 2 9	1 2 9
1 2 9	1 3 0	1 3 0	1 3 0
1 3 0	1 3 1	1 3 1	1 3 1
1 3 1	1 3 2	1 3 2	1 3 2
1 3 2	1 3 3	1 3 3	1 3 3
1 3 3	1 3 4	1 3 4	1 3 4
1 3 4	1 3 5	1 3 5	1 3 5
1 3 5	1 3 6	1 3 6	1 3 6
1 3 6	1 3 7	1 3 7	1 3 7
1 3 7	1 3 8	1 3 8	1 3 7
1 3 8	1 3 9	1 3 9	
1 3 9	1 4 0	1 4 0	
1 4 0	1 4 1	1 4 1	
1 4 1	1 4 2	1 4 2	
1 4 2	1 4 3	1 4 3	
1 4 3	1 4 4	1 4 4	
1 4 4	1 4 5	1 4 5	
1 4 5	1 4 6	1 4 6	
1 4 6	1 4 7	1 4 7	
1 4 7	1 4 8	1 4 8	
1 4 8	1 4 9	1 4 9	
1 4 9	1 5 0	1 5 0	
1 5 0	1 5 1	1 5 1	
1 5 1	1 5 2	1 5 2	
1 5 2	1 5 3	1 5 3	
1 5 3	1 5 4	1 5 4	
1 5 4	1 5 5	1 5 5	

1 5 5	1 5 6	1 5 6	
1 5 6	1 5 7	1 5 7	
1 5 7	1 5 8	1 5 8	
1 5 8	1 5 9	1 5 9	
1 5 9	1 6 0	1 6 0	
1 6 0	1 6 1	1 6 1	
1 6 1	1 6 2	1 6 2	
1 6 2	1 6 3	1 6 3	
1 6 3	1 6 4	1 6 4	
1 6 4	1 6 5	1 6 5	
1 6 5	1 6 5	1 6 6	
1 6 6		1 6 7	
1 6 7		1 6 8	
1 6 8		1 6 9	
1 6 9		1 7 0	
1 7 0		1 7 1	
1 7 1		1 7 2	
1 7 2		1 7 3	
1 7 3		1 7 4	
1 7 4		1 7 5	
1 7 5		1 7 6	
1 7 6		1 7 7	
1 7 7		1 7 8	
1 7 8		1 7 9	
1 7 9		1 8 0	
1 8 0		1 8 1	
1 8 1		1 8 2	
1 8 2		1 8 3	
1 8 3		1 8 4	
1 8 4		1 8 5	

1 8 5		1 8 5	
-------	--	-------	--

(2) 行政職給料表(1)の適用を受ける特定教職員の新号給

旧級 旧号給	1 級
1	6
2	8
3	9
4	1 0
5	1 1
6	1 3
7	1 4
8	1 5
9	1 6
1 0	1 7
1 1	1 9
1 2	2 0
1 3	2 1
1 4	2 2
1 5	2 3
1 6	2 4
1 7	2 4
1 8	2 5
1 9	2 6
2 0	2 7
2 1	2 8
2 2	2 9
2 3	3 0
2 4	3 1
2 5	3 1
2 6	3 2

2 7	3 3
2 8	3 4
2 9	3 5
3 0	3 6
3 1	3 7
3 2	3 8
3 3	3 9
3 4	4 0
3 5	4 1
3 6	4 2
3 7	4 3
3 8	4 4
3 9	4 5
4 0	4 6
4 1	4 7
4 2	4 8
4 3	4 9
4 4	5 0
4 5	5 1
4 6	5 2
4 7	5 3
4 8	5 4
4 9	5 5
5 0	5 6
5 1	5 7
5 2	5 8
5 3	5 9
5 4	6 0
5 5	6 1
5 6	6 2

5 7	6 3
5 8	6 4
5 9	6 5
6 0	6 5
6 1	6 7
6 2	6 8
6 3	6 9
6 4	7 0
6 5	7 1
6 6	7 2
6 7	7 3
6 8	7 4
6 9	7 5
7 0	7 6
7 1	7 7
7 2	7 8
7 3	7 9
7 4	8 0
7 5	8 1
7 6	8 2
7 7	8 3
7 8	8 4
7 9	8 4
8 0	8 5
8 1	8 6
8 2	8 6
8 3	8 7
8 4	8 8
8 5	8 8

(3) 学校事務職給料表の適用を受ける特定教職員の新号給

旧級 旧号給	1 級	2 級	3 級	5 級	6 級
1	2	2	2	2	1 6
2	3	3	3	3	1 7
3	4	4	4	4	1 9
4	5	5	5	5	2 0
5	6	6	6	6	2 1
6	7	7	7	7	2 2
7	8	8	8	8	2 3
8	9	9	9	9	2 4
9	1 0	1 0	1 0	1 0	2 5
1 0	1 1	1 1	1 1	1 1	2 6
1 1	1 2	1 2	1 2	1 2	2 7
1 2	1 3	1 3	1 3	1 3	2 8
1 3	1 4	1 4	1 4	1 4	2 9
1 4	1 5	1 5	1 5	1 5	3 1
1 5	1 6	1 6	1 6	1 6	3 2
1 6	1 7	1 7	1 7	1 7	3 3
1 7	1 8	1 8	1 8	1 8	3 4
1 8	1 9	1 9	1 9	1 9	3 5
1 9	2 0	2 0	2 0	2 0	3 6
2 0	2 1	2 1	2 1	2 1	3 7
2 1	2 2	2 2	2 2	2 2	3 8
2 2	2 3	2 3	2 3	2 3	4 0
2 3	2 4	2 4	2 4	2 4	4 1
2 4	2 5	2 5	2 5	2 5	4 3
2 5	2 6	2 6	2 6	2 6	4 5
2 6	2 7	2 7	2 7	2 7	4 7
2 7	2 8	2 8	2 8	2 8	4 9
2 8	2 9	2 9	2 9	2 9	5 1

2 9	3 0	3 0	3 0	3 0	5 3
3 0	3 1	3 1	3 1	3 1	5 6
3 1	3 2	3 2	3 2	3 2	5 8
3 2	3 3	3 3	3 3	3 3	6 1
3 3	3 4	3 4	3 4	3 4	6 4
3 4	3 5	3 5	3 5	3 5	6 7
3 5	3 6	3 6	3 6	3 6	6 9
3 6	3 7	3 7	3 7	3 7	7 2
3 7	3 8	3 8	3 8	3 8	7 5
3 8	3 9	3 9	3 9	3 9	7 7
3 9	4 0	4 0	4 0	4 0	7 9
4 0	4 1	4 1	4 1	4 1	8 1
4 1	4 2	4 2	4 2	4 2	8 5
4 2	4 3	4 3	4 3	4 3	9 2
4 3	4 4	4 4	4 4	4 4	9 3
4 4	4 5	4 5	4 5	4 5	9 3
4 5	4 6	4 6	4 6	4 6	9 3
4 6	4 7	4 7	4 7	4 7	9 3
4 7	4 8	4 8	4 8	4 8	9 3
4 8	4 9	4 9	4 9	4 9	9 3
4 9	5 0	5 0	5 0	5 0	9 3
5 0	5 1	5 1	5 1	5 1	9 3
5 1	5 2	5 2	5 2	5 2	9 3
5 2	5 3	5 3	5 3	5 3	9 3
5 3	5 4	5 4	5 4	5 4	9 3
5 4	5 5	5 5	5 5	5 5	9 3
5 5	5 6	5 6	5 6	5 6	9 3
5 6	5 7	5 7	5 7	5 7	9 3
5 7	5 8	5 8	5 8	5 8	9 3
5 8	5 9	5 9	5 9	5 9	9 3

5 9	6 0	6 0	6 0	6 0	9 3
6 0	6 1	6 1	6 1	6 1	9 3
6 1	6 2	6 2	6 2	6 2	9 3
6 2	6 3	6 3	6 3	6 3	9 3
6 3	6 4	6 4	6 4	6 4	9 3
6 4	6 5	6 5	6 5	6 5	9 3
6 5	6 6	6 6	6 6	6 6	9 3
6 6	6 7	6 7	6 7	6 7	9 3
6 7	6 8	6 8	6 8	6 8	9 3
6 8	6 9	6 9	6 9	6 9	9 3
6 9	7 0	7 0	7 0	7 0	9 3
7 0	7 1	7 1	7 1	7 1	9 3
7 1	7 2	7 2	7 2	7 2	9 3
7 2	7 3	7 3	7 3	7 3	9 3
7 3	7 4	7 4	7 4	7 4	9 3
7 4	7 5	7 5	7 5	7 5	9 3
7 5	7 6	7 6	7 6	7 6	9 3
7 6	7 7	7 7	7 7	7 7	9 3
7 7	7 8	7 8	7 8	7 8	9 3
7 8	7 9	7 9	7 9	7 9	9 3
7 9	8 0	8 0	8 0	8 0	9 3
8 0	8 1	8 1	8 1	8 1	9 3
8 1	8 2	8 2	8 2	8 2	9 3
8 2	8 3	8 3	8 3	8 3	9 3
8 3	8 4	8 4	8 4	8 4	9 3
8 4	8 5	8 5	8 5	8 5	9 3
8 5	8 6	8 6	8 6	8 6	9 3
8 6	8 7	8 7	8 7	8 7	9 3
8 7	8 8	8 8	8 8	8 8	9 3
8 8	8 9	8 9	8 9	8 9	9 3

8 9	9 0	9 0	9 0	9 0	9 3
9 0	9 1	9 1	9 1	9 1	9 3
9 1	9 2	9 2	9 2	9 2	9 3
9 2	9 3	9 3	9 3	9 3	9 3
9 3	9 3	9 4	9 4	9 3	9 3
9 4		9 5	9 5	9 3	
9 5		9 6	9 6	9 3	
9 6		9 7	9 7	9 3	
9 7		9 8	9 8	9 3	
9 8		9 9	9 9	9 3	
9 9		1 0 0	1 0 0	9 3	
1 0 0		1 0 1	1 0 1	9 3	
1 0 1		1 0 2	1 0 2	9 3	
1 0 2		1 0 3	1 0 3		
1 0 3		1 0 4	1 0 4		
1 0 4		1 0 5	1 0 5		
1 0 5		1 0 6	1 0 6		
1 0 6		1 0 7	1 0 7		
1 0 7		1 0 8	1 0 8		
1 0 8		1 0 9	1 0 9		
1 0 9		1 1 0	1 1 0		
1 1 0		1 1 1	1 1 1		
1 1 1		1 1 2	1 1 2		
1 1 2		1 1 3	1 1 3		
1 1 3		1 1 4	1 1 3		
1 1 4		1 1 5			
1 1 5		1 1 6			
1 1 6		1 1 7			
1 1 7		1 1 8			
1 1 8		1 1 9			

1 1 9		1 2 0			
1 2 0		1 2 1			
1 2 1		1 2 2			
1 2 2		1 2 3			
1 2 3		1 2 4			
1 2 4		1 2 5			
1 2 5		1 2 5			

別表第 3 (第 4 条関係)

旧級がこれに対応する別表第 1 の新級欄に 2 の職務の級が掲げられている職務の級である特定教職員以外の特定教職員のうち、旧級が 4 級以上であったもの(教育職給料表の適用を受けるものに限る。)、切替日の前日において 5 5 歳に達しているものその他人事委員会規則で定めるものの号給の切替表

(1) 教育職給料表の適用を受ける特定教職員の新号給

旧級 旧号給	1 級	2 級	3 級	4 級	5 級
1	1	1	1	1	1
2	2	2	2	2	2
3	3	3	3	3	3
4	4	4	4	4	4
5	5	5	5	5	5
6	6	6	6	6	6
7	7	7	7	7	7
8	8	8	8	8	8
9	9	9	9	9	9
1 0	1 0	1 0	1 0	1 0	1 0
1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	1 1
1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	1 2
1 3	1 3	1 3	1 3	1 3	1 3
1 4	1 4	1 4	1 4	1 4	1 4
1 5	1 5	1 5	1 5	1 5	1 5

1 6	1 6	1 6	1 6	1 6	1 6
1 7	1 7	1 7	1 7	1 7	1 7
1 8	1 8	1 8	1 8	1 8	1 8
1 9	1 9	1 9	1 9	1 9	1 9
2 0	2 0	2 0	2 0	2 0	2 0
2 1	2 1	2 1	2 1	2 1	2 1
2 2	2 2	2 2	2 2	2 2	2 2
2 3	2 3	2 3	2 3	2 3	2 3
2 4	2 4	2 4	2 4	2 4	2 4
2 5	2 5	2 5	2 5	2 5	2 5
2 6	2 6	2 6	2 6	2 6	2 6
2 7	2 7	2 7	2 7	2 7	2 7
2 8	2 8	2 8	2 8	2 8	2 8
2 9	2 9	2 9	2 9	2 9	2 9
3 0	3 0	3 0	3 0	3 0	3 0
3 1	3 1	3 1	3 1	3 1	3 1
3 2	3 2	3 2	3 2	3 2	3 2
3 3	3 3	3 3	3 3	3 3	3 3
3 4	3 4	3 4	3 4	3 4	3 4
3 5	3 5	3 5	3 5	3 5	3 5
3 6	3 6	3 6	3 6	3 6	3 6
3 7	3 7	3 7	3 7	3 7	3 7
3 8	3 8	3 8	3 8	3 8	3 8
3 9	3 9	3 9	3 9	3 9	3 9
4 0	4 0	4 0	4 0	4 0	4 0
4 1	4 1	4 1	4 1	4 1	4 1
4 2	4 2	4 2	4 2	4 2	4 2
4 3	4 3	4 3	4 3	4 3	4 3
4 4	4 4	4 4	4 4	4 4	4 4
4 5	4 5	4 5	4 5	4 5	4 5

4 6	4 6	4 6	4 6	4 6	4 6
4 7	4 7	4 7	4 7	4 7	4 7
4 8	4 8	4 8	4 8	4 8	4 8
4 9	4 9	4 9	4 9	4 9	4 9
5 0	5 0	5 0	5 0	5 0	5 0
5 1	5 1	5 1	5 1	5 1	5 1
5 2	5 2	5 2	5 2	5 2	5 2
5 3	5 3	5 3	5 3	5 3	5 3
5 4	5 4	5 4	5 4	5 4	5 4
5 5	5 5	5 5	5 5	5 5	5 5
5 6	5 6	5 6	5 6	5 6	5 6
5 7	5 7	5 7	5 7	5 7	5 7
5 8	5 8	5 8	5 8	5 8	
5 9	5 9	5 9	5 9	5 9	
6 0	6 0	6 0	6 0	6 0	
6 1	6 1	6 1	6 1	6 1	
6 2	6 2	6 2	6 2	6 2	
6 3	6 3	6 3	6 3	6 3	
6 4	6 4	6 4	6 4	6 4	
6 5	6 5	6 5	6 5	6 5	
6 6	6 6	6 6	6 6	6 6	
6 7	6 7	6 7	6 7	6 7	
6 8	6 8	6 8	6 8	6 8	
6 9	6 9	6 9	6 9	6 9	
7 0	7 0	7 0	7 0	7 0	
7 1	7 1	7 1	7 1	7 1	
7 2	7 2	7 2	7 2	7 2	
7 3	7 3	7 3	7 3	7 3	
7 4	7 4	7 4	7 4	7 4	
7 5	7 5	7 5	7 5	7 5	

7 6	7 6	7 6	7 6	7 6	
7 7	7 7	7 7	7 7	7 7	
7 8	7 8	7 8	7 8	7 8	
7 9	7 9	7 9	7 9	7 9	
8 0	8 0	8 0	8 0	8 0	
8 1	8 1	8 1	8 1	8 1	
8 2	8 2	8 2	8 2	8 2	
8 3	8 3	8 3	8 3	8 3	
8 4	8 4	8 4	8 4	8 4	
8 5	8 5	8 5	8 5	8 5	
8 6	8 6	8 6	8 6	8 6	
8 7	8 7	8 7	8 7	8 7	
8 8	8 8	8 8	8 8	8 8	
8 9	8 9	8 9	8 9	8 9	
9 0	9 0	9 0	9 0	9 0	
9 1	9 1	9 1	9 1	9 1	
9 2	9 2	9 2	9 2	9 2	
9 3	9 3	9 3	9 3	9 3	
9 4	9 4	9 4	9 4	9 4	
9 5	9 5	9 5	9 5	9 5	
9 6	9 6	9 6	9 6	9 6	
9 7	9 7	9 7	9 7	9 7	
9 8	9 8	9 8	9 8	9 8	
9 9	9 9	9 9	9 9	9 9	
1 0 0	1 0 0	1 0 0	1 0 0	1 0 0	
1 0 1	1 0 1	1 0 1	1 0 1	1 0 1	
1 0 2	1 0 2	1 0 2	1 0 2	1 0 2	
1 0 3	1 0 3	1 0 3	1 0 3	1 0 3	
1 0 4	1 0 4	1 0 4	1 0 4	1 0 4	
1 0 5	1 0 5	1 0 5	1 0 5	1 0 5	

1 0 6	1 0 6	1 0 6	1 0 6	1 0 6	
1 0 7	1 0 7	1 0 7	1 0 7	1 0 7	
1 0 8	1 0 8	1 0 8	1 0 8	1 0 8	
1 0 9	1 0 9	1 0 9	1 0 9	1 0 9	
1 1 0	1 1 0	1 1 0	1 1 0	1 1 0	
1 1 1	1 1 1	1 1 1	1 1 1	1 1 1	
1 1 2	1 1 2	1 1 2	1 1 2	1 1 2	
1 1 3	1 1 3	1 1 3	1 1 3	1 1 3	
1 1 4	1 1 4	1 1 4	1 1 4	1 1 4	
1 1 5	1 1 5	1 1 5	1 1 5	1 1 5	
1 1 6	1 1 6	1 1 6	1 1 6	1 1 6	
1 1 7	1 1 7	1 1 7	1 1 7	1 1 7	
1 1 8	1 1 8	1 1 8	1 1 8	1 1 8	
1 1 9	1 1 9	1 1 9	1 1 9	1 1 9	
1 2 0	1 2 0	1 2 0	1 2 0	1 2 0	
1 2 1	1 2 1	1 2 1	1 2 1	1 2 1	
1 2 2	1 2 2	1 2 2	1 2 2		
1 2 3	1 2 3	1 2 3	1 2 3		
1 2 4	1 2 4	1 2 4	1 2 4		
1 2 5	1 2 5	1 2 5	1 2 5		
1 2 6	1 2 6	1 2 6	1 2 6		
1 2 7	1 2 7	1 2 7	1 2 7		
1 2 8	1 2 8	1 2 8	1 2 8		
1 2 9	1 2 9	1 2 9	1 2 9		
1 3 0	1 3 0	1 3 0	1 3 0		
1 3 1	1 3 1	1 3 1	1 3 1		
1 3 2	1 3 2	1 3 2	1 3 2		
1 3 3	1 3 3	1 3 3	1 3 3		
1 3 4	1 3 4	1 3 4	1 3 4		
1 3 5	1 3 5	1 3 5	1 3 5		

1 3 6	1 3 6	1 3 6	1 3 6		
1 3 7	1 3 7	1 3 7	1 3 7		
1 3 8	1 3 8	1 3 8			
1 3 9	1 3 9	1 3 9			
1 4 0	1 4 0	1 4 0			
1 4 1	1 4 1	1 4 1			
1 4 2	1 4 2	1 4 2			
1 4 3	1 4 3	1 4 3			
1 4 4	1 4 4	1 4 4			
1 4 5	1 4 5	1 4 5			
1 4 6	1 4 6	1 4 6			
1 4 7	1 4 7	1 4 7			
1 4 8	1 4 8	1 4 8			
1 4 9	1 4 9	1 4 9			
1 5 0	1 5 0	1 5 0			
1 5 1	1 5 1	1 5 1			
1 5 2	1 5 2	1 5 2			
1 5 3	1 5 3	1 5 3			
1 5 4	1 5 4	1 5 4			
1 5 5	1 5 5	1 5 5			
1 5 6	1 5 6	1 5 6			
1 5 7	1 5 7	1 5 7			
1 5 8	1 5 8	1 5 8			
1 5 9	1 5 9	1 5 9			
1 6 0	1 6 0	1 6 0			
1 6 1	1 6 1	1 6 1			
1 6 2	1 6 2	1 6 2			
1 6 3	1 6 3	1 6 3			
1 6 4	1 6 4	1 6 4			
1 6 5	1 6 5	1 6 5			

1 6 6		1 6 6			
1 6 7		1 6 7			
1 6 8		1 6 8			
1 6 9		1 6 9			
1 7 0		1 7 0			
1 7 1		1 7 1			
1 7 2		1 7 2			
1 7 3		1 7 3			
1 7 4		1 7 4			
1 7 5		1 7 5			
1 7 6		1 7 6			
1 7 7		1 7 7			
1 7 8		1 7 8			
1 7 9		1 7 9			
1 8 0		1 8 0			
1 8 1		1 8 1			
1 8 2		1 8 2			
1 8 3		1 8 3			
1 8 4		1 8 4			
1 8 5		1 8 5			

(2) 行政職給料表(1)の適用を受ける特定教職員の新号給

旧級 旧号給	1 級
1	5
2	7
3	8
4	9
5	1 0
6	1 2
7	1 3

8	1 4
9	1 5
1 0	1 6
1 1	1 8
1 2	1 9
1 3	2 0
1 4	2 1
1 5	2 2
1 6	2 3
1 7	2 3
1 8	2 4
1 9	2 5
2 0	2 6
2 1	2 7
2 2	2 8
2 3	2 9
2 4	3 0
2 5	3 0
2 6	3 1
2 7	3 2
2 8	3 3
2 9	3 4
3 0	3 5
3 1	3 6
3 2	3 7
3 3	3 8
3 4	3 9
3 5	4 0
3 6	4 1
3 7	4 2

3 8	4 3
3 9	4 4
4 0	4 5
4 1	4 6
4 2	4 7
4 3	4 8
4 4	4 9
4 5	5 0
4 6	5 1
4 7	5 2
4 8	5 3
4 9	5 4
5 0	5 5
5 1	5 6
5 2	5 7
5 3	5 8
5 4	5 9
5 5	6 0
5 6	6 1
5 7	6 2
5 8	6 3
5 9	6 4
6 0	6 4
6 1	6 6
6 2	6 7
6 3	6 8
6 4	6 9
6 5	7 0
6 6	7 1
6 7	7 2

6 8	7 3
6 9	7 4
7 0	7 5
7 1	7 6
7 2	7 7
7 3	7 8
7 4	7 9
7 5	8 0
7 6	8 1
7 7	8 2
7 8	8 3
7 9	8 3
8 0	8 4
8 1	8 5
8 2	8 5
8 3	8 6
8 4	8 7
8 5	8 7

(3) 学校事務職給料表の適用を受ける特定教職員の新号給

旧級 旧号給	1 級	2 級	3 級	5 級	6 級
1	1	1	1	1	1 5
2	2	2	2	2	1 6
3	3	3	3	3	1 8
4	4	4	4	4	1 9
5	5	5	5	5	2 0
6	6	6	6	6	2 1
7	7	7	7	7	2 2
8	8	8	8	8	2 3
9	9	9	9	9	2 4

1 0	1 0	1 0	1 0	1 0	2 5
1 1	1 1	1 1	1 1	1 1	2 6
1 2	1 2	1 2	1 2	1 2	2 7
1 3	1 3	1 3	1 3	1 3	2 8
1 4	1 4	1 4	1 4	1 4	3 0
1 5	1 5	1 5	1 5	1 5	3 1
1 6	1 6	1 6	1 6	1 6	3 2
1 7	1 7	1 7	1 7	1 7	3 3
1 8	1 8	1 8	1 8	1 8	3 4
1 9	1 9	1 9	1 9	1 9	3 5
2 0	2 0	2 0	2 0	2 0	3 6
2 1	2 1	2 1	2 1	2 1	3 7
2 2	2 2	2 2	2 2	2 2	3 9
2 3	2 3	2 3	2 3	2 3	4 0
2 4	2 4	2 4	2 4	2 4	4 2
2 5	2 5	2 5	2 5	2 5	4 4
2 6	2 6	2 6	2 6	2 6	4 6
2 7	2 7	2 7	2 7	2 7	4 8
2 8	2 8	2 8	2 8	2 8	5 0
2 9	2 9	2 9	2 9	2 9	5 2
3 0	3 0	3 0	3 0	3 0	5 5
3 1	3 1	3 1	3 1	3 1	5 7
3 2	3 2	3 2	3 2	3 2	6 0
3 3	3 3	3 3	3 3	3 3	6 3
3 4	3 4	3 4	3 4	3 4	6 6
3 5	3 5	3 5	3 5	3 5	6 8
3 6	3 6	3 6	3 6	3 6	7 1
3 7	3 7	3 7	3 7	3 7	7 4
3 8	3 8	3 8	3 8	3 8	7 6
3 9	3 9	3 9	3 9	3 9	7 8

4 0	4 0	4 0	4 0	4 0	8 0
4 1	4 1	4 1	4 1	4 1	8 4
4 2	4 2	4 2	4 2	4 2	9 1
4 3	4 3	4 3	4 3	4 3	9 3
4 4	4 4	4 4	4 4	4 4	9 3
4 5	4 5	4 5	4 5	4 5	9 3
4 6	4 6	4 6	4 6	4 6	9 3
4 7	4 7	4 7	4 7	4 7	9 3
4 8	4 8	4 8	4 8	4 8	9 3
4 9	4 9	4 9	4 9	4 9	9 3
5 0	5 0	5 0	5 0	5 0	9 3
5 1	5 1	5 1	5 1	5 1	9 3
5 2	5 2	5 2	5 2	5 2	9 3
5 3	5 3	5 3	5 3	5 3	9 3
5 4	5 4	5 4	5 4	5 4	9 3
5 5	5 5	5 5	5 5	5 5	9 3
5 6	5 6	5 6	5 6	5 6	9 3
5 7	5 7	5 7	5 7	5 7	9 3
5 8	5 8	5 8	5 8	5 8	9 3
5 9	5 9	5 9	5 9	5 9	9 3
6 0	6 0	6 0	6 0	6 0	9 3
6 1	6 1	6 1	6 1	6 1	9 3
6 2	6 2	6 2	6 2	6 2	9 3
6 3	6 3	6 3	6 3	6 3	9 3
6 4	6 4	6 4	6 4	6 4	9 3
6 5	6 5	6 5	6 5	6 5	9 3
6 6	6 6	6 6	6 6	6 6	9 3
6 7	6 7	6 7	6 7	6 7	9 3
6 8	6 8	6 8	6 8	6 8	9 3
6 9	6 9	6 9	6 9	6 9	9 3

7 0	7 0	7 0	7 0	7 0	9 3
7 1	7 1	7 1	7 1	7 1	9 3
7 2	7 2	7 2	7 2	7 2	9 3
7 3	7 3	7 3	7 3	7 3	9 3
7 4	7 4	7 4	7 4	7 4	9 3
7 5	7 5	7 5	7 5	7 5	9 3
7 6	7 6	7 6	7 6	7 6	9 3
7 7	7 7	7 7	7 7	7 7	9 3
7 8	7 8	7 8	7 8	7 8	9 3
7 9	7 9	7 9	7 9	7 9	9 3
8 0	8 0	8 0	8 0	8 0	9 3
8 1	8 1	8 1	8 1	8 1	9 3
8 2	8 2	8 2	8 2	8 2	9 3
8 3	8 3	8 3	8 3	8 3	9 3
8 4	8 4	8 4	8 4	8 4	9 3
8 5	8 5	8 5	8 5	8 5	9 3
8 6	8 6	8 6	8 6	8 6	9 3
8 7	8 7	8 7	8 7	8 7	9 3
8 8	8 8	8 8	8 8	8 8	9 3
8 9	8 9	8 9	8 9	8 9	9 3
9 0	9 0	9 0	9 0	9 0	9 3
9 1	9 1	9 1	9 1	9 1	9 3
9 2	9 2	9 2	9 2	9 2	9 3
9 3	9 3	9 3	9 3	9 3	9 3
9 4		9 4	9 4	9 3	
9 5		9 5	9 5	9 3	
9 6		9 6	9 6	9 3	
9 7		9 7	9 7	9 3	
9 8		9 8	9 8	9 3	
9 9		9 9	9 9	9 3	

1 0 0		1 0 0	1 0 0	9 3	
1 0 1		1 0 1	1 0 1	9 3	
1 0 2		1 0 2	1 0 2		
1 0 3		1 0 3	1 0 3		
1 0 4		1 0 4	1 0 4		
1 0 5		1 0 5	1 0 5		
1 0 6		1 0 6	1 0 6		
1 0 7		1 0 7	1 0 7		
1 0 8		1 0 8	1 0 8		
1 0 9		1 0 9	1 0 9		
1 1 0		1 1 0	1 1 0		
1 1 1		1 1 1	1 1 1		
1 1 2		1 1 2	1 1 2		
1 1 3		1 1 3	1 1 3		
1 1 4		1 1 4			
1 1 5		1 1 5			
1 1 6		1 1 6			
1 1 7		1 1 7			
1 1 8		1 1 8			
1 1 9		1 1 9			
1 2 0		1 2 0			
1 2 1		1 2 1			
1 2 2		1 2 2			
1 2 3		1 2 3			
1 2 4		1 2 4			
1 2 5		1 2 5			

別表第 4 (第 4 条関係)

旧級がこれに対応する別表第 1 の新級欄に 2 の職務の級が掲げられている職務の級である特定教職員(別表第 5 の適用を受けるものを除く。)の号給の切替表

(1) 行政職給料表(1)の適用を受ける特定教職員のうち、旧級が 2 級であった

ものの新号給

新級 旧号給	2 級	3 級
1	2	2
2	2	2
3	2	2
4	2	2
5	2	2
6	3	2
7	4	2
8	4	2
9	5	2
1 0	6	2
1 1	7	2
1 2	8	2
1 3	9	2
1 4	1 0	2
1 5	1 2	2
1 6	1 3	2
1 7	1 4	2
1 8	1 5	2
1 9	1 6	2
2 0	1 7	2
2 1	1 8	2
2 2	1 9	2
2 3	2 0	2
2 4	2 1	2
2 5	2 2	2
2 6	2 3	2
2 7	2 4	3

2 8	2 5	4
2 9	2 6	5
3 0	2 7	6
3 1	2 8	7
3 2	2 9	8
3 3	3 0	9
3 4	3 1	1 0
3 5	3 2	1 0
3 6	3 3	1 1
3 7	3 4	1 2
3 8	3 5	1 3
3 9	3 6	1 4
4 0	3 7	1 5
4 1	3 9	1 5
4 2	3 9	1 6
4 3	4 0	1 7
4 4	4 1	1 8
4 5	4 2	1 9
4 6	4 3	1 9
4 7	4 4	2 0
4 8	4 5	2 1
4 9	4 6	2 2
5 0	4 7	2 3
5 1	4 9	2 4
5 2	5 0	2 5
5 3	5 1	2 6
5 4	5 3	2 7
5 5	5 4	2 7
5 6	5 6	2 8
5 7	5 7	2 9

5 8	5 8	3 0
5 9	6 0	3 1
6 0	6 1	3 2
6 1	6 3	3 3
6 2	6 5	3 4
6 3	6 7	3 5
6 4	6 9	3 6
6 5	7 0	3 7
6 6	7 2	3 8
6 7	7 4	3 9
6 8	7 9	3 9
6 9	8 4	4 0
7 0	8 9	4 1
7 1	9 3	4 2
7 2	9 9	4 3
7 3	1 0 3	4 4
7 4	1 0 8	4 5
7 5	1 1 2	4 6
7 6	1 1 7	4 6
7 7	1 2 2	4 7
7 8	1 2 5	4 8
7 9	1 2 5	4 9
8 0	1 2 5	5 0
8 1	1 2 5	5 1
8 2	1 2 5	5 1
8 3	1 2 5	5 2
8 4	1 2 5	5 3
8 5	1 2 5	5 4
8 6	1 2 5	5 4
8 7	1 2 5	5 5

8 8	1 2 5	5 5
8 9	1 2 5	5 6
9 0	1 2 5	5 6
9 1	1 2 5	5 7
9 2	1 2 5	5 7
9 3	1 2 5	5 7
9 4	1 2 5	5 8
9 5	1 2 5	5 8
9 6	1 2 5	5 8
9 7	1 2 5	5 9
9 8	1 2 5	5 9
9 9	1 2 5	6 0
1 0 0	1 2 5	6 0
1 0 1	1 2 5	6 1
1 0 2	1 2 5	6 1
1 0 3	1 2 5	6 1
1 0 4	1 2 5	6 2
1 0 5	1 2 5	6 3
1 0 6	1 2 5	6 3
1 0 7	1 2 5	6 3
1 0 8	1 2 5	6 4
1 0 9	1 2 5	6 4
1 1 0	1 2 5	6 5
1 1 1	1 2 5	6 5
1 1 2	1 2 5	6 6
1 1 3	1 2 5	6 6
1 1 4	1 2 5	6 6
1 1 5	1 2 5	6 7
1 1 6	1 2 5	6 8
1 1 7	1 2 5	6 8

1 1 8	1 2 5	6 8
1 1 9	1 2 5	6 9
1 2 0	1 2 5	6 9
1 2 1	1 2 5	6 9
1 2 2	1 2 5	7 0
1 2 3	1 2 5	7 0
1 2 4	1 2 5	7 1
1 2 5	1 2 5	7 1
1 2 6	1 2 5	7 1
1 2 7	1 2 5	7 2
1 2 8	1 2 5	7 2
1 2 9	1 2 5	7 2
1 3 0	1 2 5	7 3
1 3 1	1 2 5	7 3
1 3 2	1 2 5	7 4
1 3 3	1 2 5	7 5

(2) 行政職給料表(1)の適用を受ける特定教職員のうち、旧級が 3 級であったものの新号給

新級 旧号給	3 級	4 級
1	1 4	2
2	1 5	2
3	1 5	2
4	1 6	2
5	1 7	2
6	1 8	2
7	1 9	2
8	2 0	2
9	2 0	2
1 0	2 1	2

1 1	2 2	2
1 2	2 2	2
1 3	2 3	2
1 4	2 4	3
1 5	2 5	4
1 6	2 6	4
1 7	2 6	5
1 8	2 7	6
1 9	2 8	7
2 0	2 9	8
2 1	3 1	9
2 2	3 1	1 0
2 3	3 2	1 1
2 4	3 3	1 2
2 5	3 5	1 2
2 6	3 6	1 3
2 7	3 7	1 4
2 8	3 8	1 5
2 9	3 9	1 6
3 0	4 0	1 7
3 1	4 1	1 8
3 2	4 2	1 9
3 3	4 3	2 0
3 4	4 4	2 1
3 5	4 5	2 1
3 6	4 6	2 2
3 7	4 7	2 3
3 8	4 8	2 4
3 9	4 9	2 5
4 0	5 0	2 5

4 1	5 1	2 6
4 2	5 3	2 7
4 3	5 4	2 8
4 4	5 5	2 9
4 5	5 5	2 9
4 6	5 6	3 0
4 7	5 7	3 1
4 8	5 8	3 2
4 9	5 9	3 2
5 0	6 1	3 3
5 1	6 2	3 4
5 2	6 3	3 5
5 3	6 5	3 5
5 4	6 6	3 6
5 5	6 8	3 6
5 6	6 9	3 7
5 7	7 0	3 7
5 8	7 1	3 7
5 9	7 2	3 8
6 0	7 3	3 8
6 1	7 5	3 9
6 2	7 5	3 9
6 3	7 6	3 9
6 4	7 7	3 9
6 5	7 9	4 0
6 6	8 1	4 0
6 7	8 2	4 0
6 8	8 4	4 1
6 9	8 5	4 1
7 0	8 6	4 1

7 1	8 8	4 2
7 2	8 9	4 2
7 3	9 0	4 2
7 4	9 2	4 3
7 5	9 3	4 3
7 6	9 5	4 3
7 7	9 6	4 3
7 8	9 7	4 4
7 9	9 9	4 4
8 0	1 0 0	4 4
8 1	1 0 0	4 4
8 2	1 0 1	4 4
8 3	1 0 3	4 5
8 4	1 0 3	4 5
8 5	1 0 5	4 5
8 6	1 0 5	4 5
8 7	1 0 6	4 5
8 8	1 0 7	4 6
8 9	1 0 8	4 6
9 0	1 0 8	4 6
9 1	1 0 9	4 6
9 2	1 1 0	4 7
9 3	1 1 1	4 7
9 4	1 1 2	4 7
9 5	1 1 3	4 7
9 6	1 1 3	4 7
9 7	1 1 3	4 8
9 8	1 1 3	4 8
9 9	1 1 3	4 8
1 0 0	1 1 3	4 8

1 0 1	1 1 3	4 9
1 0 2	1 1 3	4 9
1 0 3	1 1 3	4 9
1 0 4	1 1 3	5 0
1 0 5	1 1 3	5 0

(3) 行政職給料表(1)の適用を受ける特定教職員のうち、旧級が 4 級であったものの新号給

新級 旧号給	4 級	5 級
1	1 1	2
2	1 2	2
3	1 3	2
4	1 4	2
5	1 5	2
6	1 6	3
7	1 7	4
8	1 8	5
9	1 9	6
1 0	2 0	7
1 1	2 2	8
1 2	2 3	9
1 3	2 4	1 0
1 4	2 5	1 1
1 5	2 6	1 2
1 6	2 7	1 3
1 7	2 8	1 4
1 8	2 9	1 5
1 9	3 0	1 6
2 0	3 1	1 7
2 1	3 2	1 7

2 2	3 3	1 8
2 3	3 4	1 9
2 4	3 5	2 0
2 5	3 6	2 1
2 6	3 7	2 2
2 7	3 8	2 3
2 8	3 9	2 4
2 9	4 0	2 5
3 0	4 1	2 6
3 1	4 1	2 7
3 2	4 2	2 8
3 3	4 3	2 9
3 4	4 4	3 0
3 5	4 5	3 1
3 6	4 7	3 2
3 7	4 8	3 3
3 8	4 9	3 4
3 9	5 0	3 4
4 0	5 2	3 5
4 1	5 3	3 6
4 2	5 4	3 7
4 3	5 5	3 7
4 4	5 6	3 8
4 5	5 7	3 9
4 6	5 8	4 0
4 7	6 0	4 1
4 8	6 1	4 1
4 9	6 3	4 2
5 0	6 5	4 3
5 1	6 7	4 4

5 2	6 8	4 5
5 3	6 9	4 6
5 4	7 1	4 7
5 5	7 2	4 8
5 6	7 4	4 9
5 7	7 5	4 9
5 8	7 6	5 0
5 9	7 8	5 1
6 0	8 0	5 2
6 1	8 0	5 3
6 2	8 2	5 4
6 3	8 3	5 5
6 4	8 4	5 6
6 5	8 5	5 6
6 6	8 7	5 7
6 7	8 8	5 8
6 8	9 0	5 9
6 9	9 1	6 0
7 0	9 2	6 1
7 1	9 3	6 1
7 2	9 3	6 3
7 3	9 3	6 3
7 4	9 3	6 4
7 5	9 3	6 5
7 6	9 3	6 7
7 7	9 3	6 7
7 8	9 3	6 8
7 9	9 3	6 9
8 0	9 3	7 0
8 1	9 3	7 1

8 2	9 3	7 2
8 3	9 3	7 3
8 4	9 3	7 4
8 5	9 3	7 5
8 6	9 3	7 6
8 7	9 3	7 7
8 8	9 3	7 8
8 9	9 3	8 0
9 0	9 3	8 1
9 1	9 3	8 3
9 2	9 3	8 5
9 3	9 3	8 9
9 4	9 3	9 3
9 5	9 3	9 3
9 6	9 3	9 3
9 7	9 3	9 3
9 8	9 3	9 3
9 9	9 3	9 3
1 0 0	9 3	9 3
1 0 1	9 3	9 3
1 0 2	9 3	9 3
1 0 3	9 3	9 3
1 0 4	9 3	9 3
1 0 5	9 3	9 3

(4) 学校事務職給料表の適用を受ける特定教職員の新号給

旧号給 \ 新級	4 級	5 級
	1	2
2	3	2
3	4	2

4	5	2
5	6	2
6	7	2
7	8	2
8	9	2
9	10	2
10	11	2
11	12	2
12	13	2
13	14	2
14	15	2
15	16	3
16	17	4
17	18	5
18	19	6
19	20	7
20	21	8
21	22	9
22	23	10
23	24	11
24	25	12
25	26	12
26	27	13
27	28	14
28	29	15
29	30	16
30	31	17
31	32	18
32	33	19
33	34	20

3 4	3 5	2 1
3 5	3 6	2 2
3 6	3 7	2 3
3 7	3 8	2 4
3 8	3 9	2 5
3 9	4 0	2 6
4 0	4 1	2 7
4 1	4 2	2 8
4 2	4 3	2 9
4 3	4 4	3 0
4 4	4 5	3 1
4 5	4 6	3 2
4 6	4 7	3 2
4 7	4 8	3 3
4 8	4 9	3 4
4 9	5 0	3 5
5 0	5 1	3 5
5 1	5 2	3 6
5 2	5 3	3 7
5 3	5 4	3 7
5 4	5 5	3 8
5 5	5 6	3 8
5 6	5 7	3 9
5 7	5 8	4 0
5 8	5 9	4 0
5 9	6 0	4 1
6 0	6 1	4 1
6 1	6 2	4 2
6 2	6 3	4 2
6 3	6 4	4 3

6 4	6 5	4 4
6 5	6 6	4 4
6 6	6 7	4 5
6 7	6 8	4 5
6 8	6 9	4 6
6 9	7 0	4 6
7 0	7 1	4 7
7 1	7 2	4 8
7 2	7 3	4 8
7 3	7 4	4 9
7 4	7 5	4 9
7 5	7 6	5 0
7 6	7 7	5 1
7 7	7 8	5 1
7 8	7 9	5 2
7 9	8 0	5 3
8 0	8 1	5 3
8 1	8 2	5 4
8 2	8 3	5 5
8 3	8 4	5 6
8 4	8 5	5 6
8 5	8 6	5 7
8 6	8 7	5 8
8 7	8 8	5 9
8 8	8 9	6 0
8 9	9 0	6 1
9 0	9 1	6 2
9 1	9 2	6 3
9 2	9 3	6 4
9 3	9 3	6 5

9 4	9 3	6 6
9 5	9 3	6 7
9 6	9 3	6 8
9 7	9 3	7 0
9 8	9 3	7 1
9 9	9 3	7 2
1 0 0	9 3	7 3
1 0 1	9 3	7 4
1 0 2	9 3	7 5
1 0 3	9 3	7 6
1 0 4	9 3	7 7
1 0 5	9 3	7 8

別表第 5 (第 4 条関係)

旧級がこれに対応する別表第 1 の新級欄に 2 の職務の級が掲げられている職務の級である特定教職員のうち、切替日の前日において 5 5 歳に達しているものその他人事委員会規則で定めるものの号給の切替表

(1) 行政職給料表(1)の適用を受ける特定教職員のうち、旧級が 2 級であったものの新号給

旧号給 \ 新級	2 級	3 級
	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	2	1
7	3	1
8	3	1
9	4	1
1 0	5	1

1 1	6	1
1 2	7	1
1 3	8	1
1 4	9	1
1 5	1 1	1
1 6	1 2	1
1 7	1 3	1
1 8	1 4	1
1 9	1 5	1
2 0	1 6	1
2 1	1 7	1
2 2	1 8	1
2 3	1 9	1
2 4	2 0	1
2 5	2 1	1
2 6	2 2	1
2 7	2 3	2
2 8	2 4	3
2 9	2 5	4
3 0	2 6	5
3 1	2 7	6
3 2	2 8	7
3 3	2 9	8
3 4	3 0	9
3 5	3 1	9
3 6	3 2	1 0
3 7	3 3	1 1
3 8	3 4	1 2
3 9	3 5	1 3
4 0	3 6	1 4

4 1	3 8	1 4
4 2	3 8	1 5
4 3	3 9	1 6
4 4	4 0	1 7
4 5	4 1	1 8
4 6	4 2	1 8
4 7	4 3	1 9
4 8	4 4	2 0
4 9	4 5	2 1
5 0	4 6	2 2
5 1	4 8	2 3
5 2	4 9	2 4
5 3	5 0	2 5
5 4	5 2	2 6
5 5	5 3	2 6
5 6	5 5	2 7
5 7	5 6	2 8
5 8	5 7	2 9
5 9	5 9	3 0
6 0	6 0	3 1
6 1	6 2	3 2
6 2	6 4	3 3
6 3	6 6	3 4
6 4	6 8	3 5
6 5	6 9	3 6
6 6	7 1	3 7
6 7	7 3	3 8
6 8	7 8	3 8
6 9	8 3	3 9
7 0	8 8	4 0

7 1	9 2	4 1
7 2	9 8	4 2
7 3	1 0 2	4 3
7 4	1 0 7	4 4
7 5	1 1 1	4 5
7 6	1 1 6	4 5
7 7	1 2 1	4 6
7 8	1 2 5	4 7
7 9	1 2 5	4 8
8 0	1 2 5	4 9
8 1	1 2 5	5 0
8 2	1 2 5	5 0
8 3	1 2 5	5 1
8 4	1 2 5	5 2
8 5	1 2 5	5 3
8 6	1 2 5	5 3
8 7	1 2 5	5 4
8 8	1 2 5	5 4
8 9	1 2 5	5 5
9 0	1 2 5	5 5
9 1	1 2 5	5 6
9 2	1 2 5	5 6
9 3	1 2 5	5 6
9 4	1 2 5	5 7
9 5	1 2 5	5 7
9 6	1 2 5	5 7
9 7	1 2 5	5 8
9 8	1 2 5	5 8
9 9	1 2 5	5 9
1 0 0	1 2 5	5 9

1 0 1	1 2 5	6 0
1 0 2	1 2 5	6 0
1 0 3	1 2 5	6 0
1 0 4	1 2 5	6 1
1 0 5	1 2 5	6 2
1 0 6	1 2 5	6 2
1 0 7	1 2 5	6 2
1 0 8	1 2 5	6 3
1 0 9	1 2 5	6 3
1 1 0	1 2 5	6 4
1 1 1	1 2 5	6 4
1 1 2	1 2 5	6 5
1 1 3	1 2 5	6 5
1 1 4	1 2 5	6 5
1 1 5	1 2 5	6 6
1 1 6	1 2 5	6 7
1 1 7	1 2 5	6 7
1 1 8	1 2 5	6 7
1 1 9	1 2 5	6 8
1 2 0	1 2 5	6 8
1 2 1	1 2 5	6 8
1 2 2	1 2 5	6 9
1 2 3	1 2 5	6 9
1 2 4	1 2 5	7 0
1 2 5	1 2 5	7 0
1 2 6	1 2 5	7 0
1 2 7	1 2 5	7 1
1 2 8	1 2 5	7 1
1 2 9	1 2 5	7 1
1 3 0	1 2 5	7 2

1 3 1	1 2 5	7 2
1 3 2	1 2 5	7 3
1 3 3	1 2 5	7 4

(2) 行政職給料表(1)の適用を受ける特定教職員のうち、旧級が 3 級であったものの新号給

新級 旧号給	3 級	4 級
1	1 3	1
2	1 4	1
3	1 4	1
4	1 5	1
5	1 6	1
6	1 7	1
7	1 8	1
8	1 9	1
9	1 9	1
1 0	2 0	1
1 1	2 1	1
1 2	2 1	1
1 3	2 2	1
1 4	2 3	2
1 5	2 4	3
1 6	2 5	3
1 7	2 5	4
1 8	2 6	5
1 9	2 7	6
2 0	2 8	7
2 1	3 0	8
2 2	3 0	9
2 3	3 1	1 0

2 4	3 2	1 1
2 5	3 4	1 1
2 6	3 5	1 2
2 7	3 6	1 3
2 8	3 7	1 4
2 9	3 8	1 5
3 0	3 9	1 6
3 1	4 0	1 7
3 2	4 1	1 8
3 3	4 2	1 9
3 4	4 3	2 0
3 5	4 4	2 0
3 6	4 5	2 1
3 7	4 6	2 2
3 8	4 7	2 3
3 9	4 8	2 4
4 0	4 9	2 4
4 1	5 0	2 5
4 2	5 2	2 6
4 3	5 3	2 7
4 4	5 4	2 8
4 5	5 4	2 8
4 6	5 5	2 9
4 7	5 6	3 0
4 8	5 7	3 1
4 9	5 8	3 1
5 0	6 0	3 2
5 1	6 1	3 3
5 2	6 2	3 4
5 3	6 4	3 4

5 4	6 5	3 5
5 5	6 7	3 5
5 6	6 8	3 6
5 7	6 9	3 6
5 8	7 0	3 6
5 9	7 1	3 7
6 0	7 2	3 7
6 1	7 4	3 8
6 2	7 4	3 8
6 3	7 5	3 8
6 4	7 6	3 8
6 5	7 8	3 9
6 6	8 0	3 9
6 7	8 1	3 9
6 8	8 3	4 0
6 9	8 4	4 0
7 0	8 5	4 0
7 1	8 7	4 1
7 2	8 8	4 1
7 3	8 9	4 1
7 4	9 1	4 2
7 5	9 2	4 2
7 6	9 4	4 2
7 7	9 5	4 2
7 8	9 6	4 3
7 9	9 8	4 3
8 0	9 9	4 3
8 1	9 9	4 3
8 2	1 0 0	4 3
8 3	1 0 2	4 4

8 4	1 0 2	4 4
8 5	1 0 4	4 4
8 6	1 0 4	4 4
8 7	1 0 5	4 4
8 8	1 0 6	4 5
8 9	1 0 7	4 5
9 0	1 0 7	4 5
9 1	1 0 8	4 5
9 2	1 0 9	4 6
9 3	1 1 0	4 6
9 4	1 1 1	4 6
9 5	1 1 2	4 6
9 6	1 1 3	4 6
9 7	1 1 3	4 7
9 8	1 1 3	4 7
9 9	1 1 3	4 7
1 0 0	1 1 3	4 7
1 0 1	1 1 3	4 8
1 0 2	1 1 3	4 8
1 0 3	1 1 3	4 8
1 0 4	1 1 3	4 9
1 0 5	1 1 3	4 9

(3) 行政職給料表(1)の適用を受ける特定教職員のうち、旧級が4級であったものの新号給

旧号給 \ 新級	4 級	5 級
	1	1 0
2	1 1	1
3	1 2	1
4	1 3	1

5	1 4	1
6	1 5	2
7	1 6	3
8	1 7	4
9	1 8	5
1 0	1 9	6
1 1	2 1	7
1 2	2 2	8
1 3	2 3	9
1 4	2 4	1 0
1 5	2 5	1 1
1 6	2 6	1 2
1 7	2 7	1 3
1 8	2 8	1 4
1 9	2 9	1 5
2 0	3 0	1 6
2 1	3 1	1 6
2 2	3 2	1 7
2 3	3 3	1 8
2 4	3 4	1 9
2 5	3 5	2 0
2 6	3 6	2 1
2 7	3 7	2 2
2 8	3 8	2 3
2 9	3 9	2 4
3 0	4 0	2 5
3 1	4 0	2 6
3 2	4 1	2 7
3 3	4 2	2 8
3 4	4 3	2 9

3 5	4 4	3 0
3 6	4 6	3 1
3 7	4 7	3 2
3 8	4 8	3 3
3 9	4 9	3 3
4 0	5 1	3 4
4 1	5 2	3 5
4 2	5 3	3 6
4 3	5 4	3 6
4 4	5 5	3 7
4 5	5 6	3 8
4 6	5 7	3 9
4 7	5 9	4 0
4 8	6 0	4 0
4 9	6 2	4 1
5 0	6 4	4 2
5 1	6 6	4 3
5 2	6 7	4 4
5 3	6 8	4 5
5 4	7 0	4 6
5 5	7 1	4 7
5 6	7 3	4 8
5 7	7 4	4 8
5 8	7 5	4 9
5 9	7 7	5 0
6 0	7 9	5 1
6 1	7 9	5 2
6 2	8 1	5 3
6 3	8 2	5 4
6 4	8 3	5 5

6 5	8 4	5 5
6 6	8 6	5 6
6 7	8 7	5 7
6 8	8 9	5 8
6 9	9 0	5 9
7 0	9 1	6 0
7 1	9 2	6 0
7 2	9 3	6 2
7 3	9 3	6 2
7 4	9 3	6 3
7 5	9 3	6 4
7 6	9 3	6 6
7 7	9 3	6 6
7 8	9 3	6 7
7 9	9 3	6 8
8 0	9 3	6 9
8 1	9 3	7 0
8 2	9 3	7 1
8 3	9 3	7 2
8 4	9 3	7 3
8 5	9 3	7 4
8 6	9 3	7 5
8 7	9 3	7 6
8 8	9 3	7 7
8 9	9 3	7 9
9 0	9 3	8 0
9 1	9 3	8 2
9 2	9 3	8 4
9 3	9 3	8 8
9 4	9 3	9 2

9 5	9 3	9 3
9 6	9 3	9 3
9 7	9 3	9 3
9 8	9 3	9 3
9 9	9 3	9 3
1 0 0	9 3	9 3
1 0 1	9 3	9 3
1 0 2	9 3	9 3
1 0 3	9 3	9 3
1 0 4	9 3	9 3
1 0 5	9 3	9 3

(4) 学校事務職給料表の適用を受ける特定教職員の新号給

新級 旧号給	4 級	5 級
1	1	1
2	2	1
3	3	1
4	4	1
5	5	1
6	6	1
7	7	1
8	8	1
9	9	1
1 0	1 0	1
1 1	1 1	1
1 2	1 2	1
1 3	1 3	1
1 4	1 4	1
1 5	1 5	2
1 6	1 6	3

1 7	1 7	4
1 8	1 8	5
1 9	1 9	6
2 0	2 0	7
2 1	2 1	8
2 2	2 2	9
2 3	2 3	1 0
2 4	2 4	1 1
2 5	2 5	1 1
2 6	2 6	1 2
2 7	2 7	1 3
2 8	2 8	1 4
2 9	2 9	1 5
3 0	3 0	1 6
3 1	3 1	1 7
3 2	3 2	1 8
3 3	3 3	1 9
3 4	3 4	2 0
3 5	3 5	2 1
3 6	3 6	2 2
3 7	3 7	2 3
3 8	3 8	2 4
3 9	3 9	2 5
4 0	4 0	2 6
4 1	4 1	2 7
4 2	4 2	2 8
4 3	4 3	2 9
4 4	4 4	3 0
4 5	4 5	3 1
4 6	4 6	3 1

4 7	4 7	3 2
4 8	4 8	3 3
4 9	4 9	3 4
5 0	5 0	3 4
5 1	5 1	3 5
5 2	5 2	3 6
5 3	5 3	3 6
5 4	5 4	3 7
5 5	5 5	3 7
5 6	5 6	3 8
5 7	5 7	3 9
5 8	5 8	3 9
5 9	5 9	4 0
6 0	6 0	4 0
6 1	6 1	4 1
6 2	6 2	4 1
6 3	6 3	4 2
6 4	6 4	4 3
6 5	6 5	4 3
6 6	6 6	4 4
6 7	6 7	4 4
6 8	6 8	4 5
6 9	6 9	4 5
7 0	7 0	4 6
7 1	7 1	4 7
7 2	7 2	4 7
7 3	7 3	4 8
7 4	7 4	4 8
7 5	7 5	4 9
7 6	7 6	5 0

7 7	7 7	5 0
7 8	7 8	5 1
7 9	7 9	5 2
8 0	8 0	5 2
8 1	8 1	5 3
8 2	8 2	5 4
8 3	8 3	5 5
8 4	8 4	5 5
8 5	8 5	5 6
8 6	8 6	5 7
8 7	8 7	5 8
8 8	8 8	5 9
8 9	8 9	6 0
9 0	9 0	6 1
9 1	9 1	6 2
9 2	9 2	6 3
9 3	9 3	6 4
9 4	9 3	6 5
9 5	9 3	6 6
9 6	9 3	6 7
9 7	9 3	6 9
9 8	9 3	7 0
9 9	9 3	7 1
1 0 0	9 3	7 2
1 0 1	9 3	7 3
1 0 2	9 3	7 4
1 0 3	9 3	7 5
1 0 4	9 3	7 6
1 0 5	9 3	7 7

提案の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成26年法律第51号)による市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)の改正により、県費負担教職員の給与負担等が神奈川県から本市に移譲されることに伴い、特定教職員の給料表の切替え等について所要の定めをいたしたく提案するものである。

教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例について
教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例を次のように制定する。

平成 28 年 2 月 22 日提出

相模原市長 加山 俊夫

教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例

(趣旨)

第 1 条 この条例は、地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 24 条第 5 項並びに公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置法(昭和 46 年法律第 77 号)第 3 条第 1 項及び第 3 項並びに第 6 条第 1 項(同条第 3 項において準用する場合を含む。)の規定に基づく教育職員の給与その他の勤務条件についての特例その他必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この条例において「教育職員」とは、相模原市立学校の設置に関する条例(昭和 39 年相模原市条例第 30 号)本則の規定により設置された小学校、中学校又は幼稚園(以下「学校」という。)の一般職の校長(園長を含む。次条第 1 項において同じ。)、副校長(副園長を含む。同項において同じ。)、教頭、主幹教諭、指導教諭、教諭、養護教諭、栄養教諭、助教諭、養護助教諭及び講師(常時勤務を要する職に採用された職員及び地方公務員法第 28 条の 5 第 1 項に規定する短時間勤務の職を占める職員に限る。)(相模原市学校職員の給与に関する条例(平成 28 年相模原市条例第 号。以下「学校職員給与条例」という。)第 13 条第 1 項に規定する常勤代替教諭を含む。)をいう。

(教職調整額の支給等)

第 3 条 教育職員(校長、副校長及び教頭を除く。次項において同じ。)には、その者の給料月額 $\frac{100}{4}$ に相当する額の教職調整額を支給する。

2 教育職員については、相模原市一般職の給与に関する条例(昭和 26 年相模原市条例第 11 号。以下「一般職給与条例」という。)第 11 条及び第 12 条第 2

項(学校職員給与条例第7条の規定により一般職給与条例の適用を受ける職員の例によることとされる場合を含む。)の規定は、適用しない。

3 第1項に規定するもののほか、教職調整額の支給について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(教職調整額を給料とみなして適用する条例等)

第4条 前条第1項の教職調整額の支給を受ける者に係る次に掲げる条例及びこれらの規定に基づく規程の規定の適用については、同項の教職調整額は、給料とみなす。

(1) 学校職員給与条例(附則第4項の規定に限る。)

(2) 一般職給与条例(第7条の2、第14条の4、第14条の7及び第16条(学校職員給与条例第7条の規定により一般職給与条例の適用を受ける職員の例によることとされる場合を含む。)並びに附則第20項の規定に限る。)

(3) 相模原市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和26年相模原市条例第30号)

(4) 相模原市職員の退職手当に関する条例(昭和38年相模原市条例第7号)

(5) 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例(平成4年相模原市条例第9号)

(6) 相模原市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(平成13年相模原市条例第32号)

(7) 相模原市職員の修学部分休業に関する条例(平成17年相模原市条例第6号)

(8) 相模原市職員の高齢者部分休業に関する条例(平成17年相模原市条例第7号)

(教育職員の時間外勤務等)

第5条 教育職員(学校職員給与条例第9条第1項又は一般職給与条例第14条の3第1項の規定により管理職手当の支給を受ける者を除く。以下この条において同じ。)については、正規の勤務時間(相模原市一般職の職員の勤務条件に関する条例(昭和36年相模原市条例第3号)第3条第4項に規定する正規の勤務時間をいう。以下同じ。)の割振りを適正に行い、原則として時間外勤務(正規の勤務時間外に勤務することをいい、休日(一般職給与条例第12条第3項(学校職員給与条例第7条の規定により一般職給与条例の適用を受ける職員の例によることとされる場合を含む。)に規定する休日をいう。)において正規の勤務時間中に勤務す

ることを含む。次項において同じ。)を命じないものとする。

2 教育職員に対し時間外勤務を命ずる場合は、次に掲げる業務に従事する場合で、臨時又は緊急にやむを得ない必要があるときに限るものとする。

(1) 生徒の実習に関する業務

(2) 修学旅行その他学校の行事に関する業務

(3) 職員会議(教育委員会の定めるところにより学校に置かれるものをいう。)に関する業務

(4) 非常災害の場合、児童又は生徒の指導について緊急の措置を必要とする場合
その他やむを得ない場合に必要な業務

(人事委員会との協議)

第6条 教育委員会は、この条例の規定に基づく教育委員会規則を制定し、又は改廃しようとするときは、あらかじめ人事委員会と協議しなければならない。

(委任)

第7条 この条例の施行について必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成26年法律第51号)附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

提案の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成26年法律第51号)による市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)の改正により、県費負担教職員の給与負担等が神奈川県から本市に移譲されることに伴い、教育職員の給与その他の勤務条件についての特例その他必要な事項を定めたく提案するものである。

県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴う関係条例の整備等に関する条例について

県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴う関係条例の整備等に関する条例を次のように制定する。

平成 28 年 2 月 22 日提出

相模原市長 加山俊夫

県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴う関係条例の整備等に関する条例

(相模原市一般職の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 相模原市一般職の給与に関する条例(昭和 26 年相模原市条例第 11 号)の一部を次のように改正する。

第 16 条第 2 項中「職員が」の次に「教育公務員特例法(昭和 24 年法律第 1 号)第 14 条(公立の学校の事務職員の休職の特例に関する法律(昭和 32 年法律第 117 号))において準用する場合を含む。)の規定の適用を受ける場合を除き、」を加える。

第 17 条中「任命権者」を「市長」に改め、「給与から」の次に「、学校職員給与条例第 16 条各号に掲げるもののほか、」を加える。

附則に次の見出し及び 3 項を加える。

(県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴う経過措置)

18 県費負担教職員の給与負担等の移譲の日(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成 26 年法律第 51 号。以下「整備法」という。)附則第 1 条第 4 号に掲げる規定の施行の日をいう。以下「移譲日」という。)の前日において学校職員の給与等に関する条例(昭和 32 年神奈川県条例第 56 号。以下「県給与条例」という。)の適用を受けていた職員で、整備法第 5 条の規定による市町村立学校職員給与負担法(昭和 23 年法律第 135 号)の改正に伴い、引き続きこの条例の適用を受

けることとなつたもの(以下「特定教職員」という。)の期末手当及び勤勉手当に係る在職期間(第14条の4並びに第14条の5及び第14条の6(第14条の7第5項において準用する場合を含む。)に規定する在職期間をいう。)については、移譲日の前日において県給与条例の規定の適用を受けていた職員としての在職期間を含むものとする。

19 特定教職員の勤勉手当に係る判定期間(第14条の7第1項に規定する規則で定める期間をいう。)については、移譲日の前日において県給与条例の規定の適用を受けていた職員としての在職期間を含むものとする。

20 整備法附則第3条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる休職の処分に係る特定教職員の休職者の給与については、この条例の規定により支給する給料及び手当の額に基づき支給するものとする。

(相模原市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正)

第2条 相模原市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例(昭和26年相模原市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第1条中「昭和25年法律第261号」の次に「。以下「法」という。」を加える。

第5条を第6条とし、第2条から第4条までを1条ずつ繰り下げ、第1条の次に次の1条を加える。

(地方公共団体又は国の事務等と密接な関連を有する業務を行う法人)

第2条 法第29条第2項に規定する条例で定める法人は、相模原市職員の退職手当に関する条例(昭和38年相模原市条例第7号)第7条の2第1項に規定する一般地方独立行政法人等とする。

附則第3項中「この条例第3条」を「第4条」に改め、附則に次の1項を加える。

(県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴う経過措置)

7 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成26年法律第51号。以下「整備法」という。)附則第3条第2項の規定によりなお従前の例によることとされる懲戒処分に係る特定教職員(県費負担教職員の給与負担等の移譲の日(整備法附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日をいう。)の前日において学校職員の給与等に関する条例(昭和32年神奈川県条例第56号)の適用を受けていた職員で、整備法第5条

の規定による市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)の改正に伴い、引き続き相模原市一般職の給与に関する条例(昭和26年相模原市条例第11号)又は相模原市学校職員の給与に関する条例(平成28年相模原市条例第 号)の適用を受けることとなったものをいう。)の減給については、相模原市一般職の給与に関する条例又は相模原市学校職員の給与に関する条例の規定により支給する給料の額に基づき行うものとする。

(相模原市一般職の職員の勤務条件に関する条例の一部改正)

第3条 相模原市一般職の職員の勤務条件に関する条例(昭和36年相模原市条例第3号)の一部を次のように改正する。

第13条の4第1項中「第11条第4項の規定」の次に「(相模原市学校職員の給与に関する条例(平成28年相模原市条例第 号。以下「学校職員給与条例」という。)第7条の規定により相模原市一般職の給与に関する条例の適用を受ける職員の例によることとされる場合を含む。)」を加える。

第15条の次に次の1条を加える。

(常勤代替教諭等の勤務時間等)

第15条の2 学校職員給与条例第13条第1項に規定する常勤代替教諭等の勤務時間等については、別に教育委員会規則で定めるところによる。

附則に次の見出し及び2項を加える。

(県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴う経過措置)

12 県費負担教職員の給与負担等の移譲の日(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成26年法律第51号。以下「整備法」という。)附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日をいう。以下「移譲日」という。)の前日において学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(昭和32年神奈川県条例第57号。以下「県条例」という。)の適用を受けていた職員で、整備法第5条の規定による市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)の改正に伴い、引き続きこの条例の適用を受けることとなったもの(以下「特定教職員」という。)の移譲日の属する年度における年次休暇の日数は、第10条第1項の規定にかかわらず、同項の規定により与えられる日数に、移譲日前1年間に県条例第6条、第16条の2又は第17条の規定に基づき与えられた年次休暇の日数のうち利用しなかつた日数(20日を上限とし、1日未満の端数のあるときは、これを切り捨てた

日数)を加えた日数(育児短時間勤務職員等、再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員にあつては、人事委員会規則で定める日数)とする。

13 移譲日前に特定教職員に対し与えられた県条例第7条、第16条の2又は第17条の規定に基づく療養休暇及び県条例第13条の2、第16条の2又は第17条の規定に基づく介護休暇は、この条例の相当規定により与えられたものとみなす。

(相模原市職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第4条 相模原市職員の退職手当に関する条例(昭和38年相模原市条例第7号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「除く」を「除き、相模原市学校職員の給与に関する条例(平成28年相模原市条例第 号。以下「学校職員給与条例」という。)第13条第1項に規定する常勤代替教諭等を含む」に改める。

第5条の2第2項中「職員以外の地方公務員若しくは国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条に規定する者(以下「職員以外の地方公務員等」という。)」を「第6条第5項に規定する職員以外の地方公務員等若しくは第7条の2第1項に規定する特定一般地方独立行政法人等職員」に、「又は職員以外の地方公務員等」を「、第6条第5項に規定する職員以外の地方公務員等又は第7条の2第1項に規定する特定一般地方独立行政法人等職員」に改め、同項第3号中「前2号」を「前各号」に改め、同号を同項第5号とし、同項第2号の次に次の2号を加える。

(3) 第7条の2第1項に規定する再び職員となつた者の同項に規定する特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続きいた在職期間

(4) 第7条の2第2項に規定する場合における特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続きいた在職期間

第5条の7第1項中「休職を除く。)」の次に「、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第26条第1項の規定による休業」を加え、同条第2項中「及び第3号」を「から第5号まで」に改める。

第5条の8第2項中「昭和26年相模原市条例第11号)」を「昭和26年相模原市条例第11号。以下「一般職給与条例」という。)又は学校職員給与条例」に改める。

第6条第5項中「、職員以外の地方公務員等」を「、職員以外の地方公務員又

は国家公務員退職手当法(昭和28年法律第182号)第2条に規定する者(以下「職員以外の地方公務員等」という。)」に改める。

第7条の次に次の1条を加える。

(特定一般地方独立行政法人等職員として在職した後引き続き職員となつた者の在職期間の計算)

第7条の2 職員のうち、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き続き地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第8条第3項に規定する一般地方独立行政法人、国家公務員退職手当法第7条の2第1項に規定する公庫等その他の法人でその業務が市の事務又は事業と密接な関連を有するもののうち規則で定めるもの(退職手当(これに相当する給付を含む。))に関する規程において、職員が任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、退職手当の支給を受けることなく引き続き当該法人に使用される者となつた場合に、職員としての勤続期間を当該法人に使用される者としての勤続期間に通算することと定めている法人に限る。以下「一般地方独立行政法人等」という。)に使用される者(役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下「特定一般地方独立行政法人等職員」という。)となるため退職をし、かつ、引き続き特定一般地方独立行政法人等職員として在職した後引き続き再び職員となつた者の第6条第1項の規定による在職期間の計算については、先の職員としての在職期間の始期から後の職員としての在職期間の終期までの期間は、職員としての引き続きいた在職期間とみなす。

2 特定一般地方独立行政法人等職員が、一般地方独立行政法人等の要請に応じ、引き続き職員となるため退職し、かつ、引き続き職員となつた場合におけるその者の第6条第1項に規定する職員としての引き続きいた在職期間には、その者の特定一般地方独立行政法人等職員としての引き続きいた在職期間を含むものとする。

3 前2項の場合における特定一般地方独立行政法人等職員としての在職期間の計算については、第6条(第5項を除く。)の規定を準用するほか、規則で定める。

第8条第1項中「前3条」を「第5条の9から前条まで」に改める。

第20条に次の1項を加える。

3 職員が第7条の2第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続き特定

一般地方独立行政法人等職員となつた場合又は同条第2項の規定に該当する職員が退職し、かつ、引き続いて特定一般地方独立行政法人等職員となつた場合においては、規則で定める場合を除き、この条例の規定による退職手当は、支給しない。

第20条の次に次の2条を加える。

(口座振替による退職手当の支払)

第20条の2 退職手当は、この条例の規定により退職手当の支給を受ける者の申出により、口座振替の方法により支払うことができる。

(退職手当からの控除)

第20条の3 市長は、退職手当を支給する際、その退職手当から次に掲げるものを控除することができる。

(1) 相模原市職員厚生会の生活資金貸付金の返済金

(2) 相模原市職員労働組合の生活資金貸付金の返済金

(3) 相模原市職員労働組合及び湘北教職員組合が扱う中央労働金庫の貸付金の返済金

(4) 一般財団法人神奈川県教育福祉振興会の貸付金の返済金

附則第13項中「相模原市一般職の給与に関する条例」を「一般職給与条例又は学校職員給与条例」に改め、附則に次の3項を加える。

14 退職した者の基礎在職期間中に給料表の切替え(特定教職員の給料表の切替え等に関する条例(平成28年相模原市条例第 号)第2条に規定する給料表の切替えをいう。)によりその者の受ける給料月額が当該給料表の切替前において受けていた給料月額に達しないこととなる場合において、同条例第9条第1項の規定によりその差額に相当する額を給料として支給されたことがあるとき(同条第2項及び第3項の規定によりこれに準ずる給料の支給を受けたことがあるときを含む。)は、この条例の規定による給料月額には、当該差額を含まないものとする。ただし、第5条の8第2項に規定する一般職給与条例又は学校職員給与条例の規定による給料表が適用される職員に係る基本給月額に含まれる給料の月額については、この限りでない。

15 県費負担教職員の給与負担等の移譲の日(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成26年法律第51号。以下「整備法」という。)附則第1条第4号に掲げる規定の施行

の日をいう。以下「移譲日」という。)の前日において学校職員の給与等に関する条例(昭和32年神奈川県条例第56号)の適用を受けていた職員で、整備法第5条の規定による市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)の改正に伴い、引き続き一般職給与条例又は学校職員給与条例の適用を受けることとなつたものの職員としての引き続いた在職期間には、職員の退職手当に関する条例(昭和29年神奈川県条例第7号。以下「県条例」という。)に規定する職員としての引き続いた在職期間を含むものとする。

- 16 移譲日前に県条例第7条の5第4項の規定により退職手当を支給されず同条第1項の規定に該当する退職をし、かつ、引き続き同項に規定する公庫等職員(以下「公庫等職員」という。)として在職した後、移譲日以後に引き続いて職員となつた場合における職員としての引き続いた在職期間には、県条例に規定する職員としての引き続いた在職期間の始期から公庫等職員としての引き続いた在職期間の終期までの期間を含むものとする。

(相模原市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第5条 相模原市職員の育児休業等に関する条例(平成4年相模原市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「給与条例」を「一般職給与条例」に改め、「第14条の4第1項」の次に「(相模原市学校職員の給与に関する条例(平成28年相模原市条例第 号。以下「学校職員給与条例」という。)第7条の規定により一般職給与条例の適用を受ける職員の例によることとされる場合を含む。)」を加え、同条第2項中「給与条例」を「一般職給与条例」に改め、「第14条の7第1項」の次に「(学校職員給与条例第7条の規定により一般職給与条例の適用を受ける職員の例によることとされる場合を含む。)」を加える。

第22条中「給与条例」を「一般職給与条例」に改め、「第10条」の次に「(学校職員給与条例第7条の規定により一般職給与条例の適用を受ける職員の例によることとされる場合を含む。)」を加える。

附則第2項中「義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律」を「旧義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律」に改める。

附則中第5項を第7項とし、第4項を第6項とし、第3項を第5項とし、第2

項の次に次の見出し及び2項を加える。

(県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴う経過措置)

- 3 前項ただし書の規定にかかわらず、県費負担教職員の給与負担等の移譲の日(地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成26年法律第51号。以下「整備法」という。)附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日をいう。以下「移譲日」という。)の前日において学校職員の給与等に関する条例(昭和32年神奈川県条例第56号)の適用を受けていた職員で、整備法第5条の規定による市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)の改正に伴い、引き続き一般職給与条例又は学校職員給与条例の適用を受けることとなったもの(以下「特定教職員」という。)が移譲日前に旧義務教育諸学校等の女子教育職員及び医療施設、社会福祉施設等の看護婦、保母等の育児休業に関する法律第3条第2項の規定により育児休業の許可を受けた期間に係る退職手当条例第5条の7第1項及び第6条第4項の規定の適用については、当該期間は退職手当条例第5条の7第1項に規定する現実に職務に従事することを要しない期間に該当するものとし、退職手当条例第6条第4項中「その月数の2分の1に相当する月数」とあるのは、「その月数の4分の1に相当する月数」とする。
- 4 移譲日前に育児休業法第2条第3項の規定により承認された特定教職員の育児休業(移譲日前にその期間を開始したものに限る。)の期間に係る第11条第2項の規定の適用については、同項中「その月数の3分の1に相当する月数」とあるのは、「その月数の4分の1に相当する月数」とする。

附 則

この条例は、地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成26年法律第51号)附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日から施行する。

提案の理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成26年法律第51号)による市町村立学校職員給与負担法(昭和23年法律第135号)の改正により、県費負担教職員の給与負担等が神奈川県から本市に移譲されることに伴い、関係条例の整備その他所要の改正をいた

したく提案するものである。

議案第 39 号関係資料

県費負担教職員の給与負担等の移譲に伴う関係条例の整備等に関する条例の概要

1 改正の内容

県費負担教職員の給与負担等の移譲(以下単に「移譲」という。)に伴い、新たに本市の職員の給与、勤務条件、退職手当等について定める条例が適用されることとなる教職員(以下「特定教職員」という。)に係る規定を整備するもの

(1) 相模原市一般職の給与に関する条例の一部改正(第1条関係)

ア 休職者の給与に係る規定の改正

教職員が結核性疾患にかかったことにより休職にされ、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)等の規定により給与が支給される場合には、休職者の給与に係る規定は適用しないこととするもの

イ 給与から控除できる会費等に係る規定の改正

相模原市学校職員の給与に関する条例(平成28年相模原市条例第 号。以下「学校職員給与条例」という。)に規定する会費等を給与から控除できることとするもの

ウ 経過措置に係る規定の追加

(ア) 特定教職員の期末手当及び勤勉手当に係る在職期間については、移譲の日の前日において学校職員の給与等に関する条例(昭和32年神奈川県条例第56号。以下「県給与条例」という。)の適用を受けていた職員としての在職期間を含むこととするもの

(イ) 特定教職員の勤勉手当に係る判定期間については、移譲の日の前日において県給与条例の適用を受けていた職員としての在職期間を含むこととするもの

(ウ) 移譲の日前に特定教職員が受けた休職の処分に係る休職者の給与については、相模原市一般職の給与に関する条例(昭和26年相模原市条例第11号。以下「一般職給与条例」という。)の規定により支給する給料及び手当の額に基づき支給することとするもの

(2) 相模原市職員の懲戒の手續及び効果に関する条例の一部改正(第2条関係)

ア 退職出向に係る懲戒処分に係る規定の追加

職員が退職出向した後、引き続いて再び市の職員となった場合に、退職以前の職員としての在職期間中の行為に対し懲戒処分を行うことができる出向先の法人として、市の事務又は事業と密接な関連を有する法人を規定するもの

イ 経過措置に係る規定の追加

移譲の日前に特定教職員が受けた懲戒処分又は移譲の日前の事案に係る懲戒処分に係る減給については、一般職給与条例又は学校職員給与条例の規定により支給する給料の額に基づき行うこととするもの

(3) 相模原市一般職の職員の勤務条件に関する条例の一部改正(第3条関係)

ア 常勤代替教諭等の勤務時間等に係る規定の追加

学校職員給与条例に規定する常勤代替教諭及び常勤代替事務職員の勤務時間等について、教育委員会規則で定めることとするもの

イ 経過措置に係る規定の追加

(ア) 特定教職員の移譲の日の属する年度における年次休暇の日数については、相模原市一般職の職員の勤務条件に関する条例(昭和36年相模原市条例第3号。以下「市勤務条件条例」という。)の規定により与えられる日数に、移譲の日前1年間に学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例(昭和32年神奈川県条例第57号。以下「県勤務時間等条例」という。)等の規定により与えられた年次休暇の日数のうち利用しなかった日数(20日を上限とする。)を加えた日数(短時間勤務職員等にあつては、人事委員会規則で定める日数)とするもの

(イ) 移譲の日前に特定教職員に与えられた県勤務時間等条例等の規定による療養休暇及び介護休暇については、市勤務条件条例の相当規定により与えられたものとみなすこととするもの

(4) 相模原市職員の退職手当に関する条例の一部改正(第4条関係)

ア 基礎在職期間に係る規定の改正

市の事務又は事業と密接な関連を有する法人として定める一般地方独立行政法人等に教職員等を退職出向させるため、退職手当の調整額の算定等の基礎となる「基礎在職期間」とする期間に、一般地方独立行政法人等の職員としての引き続いた在職期間を加えるもの

イ 退職手当の算定に係る休職月等の規定の改正

退職手当の算定に係る「休職月等」に、教職員の大学院修学休業による休職月を加えるもの

ウ 退職出向に係る在職期間の計算の特例に係る規定の追加

次の場合には、一般地方独立行政法人等の職員としての引き続いた在職期間を、市の職員としての引き続いた在職期間とするもの

(ア) 一般地方独立行政法人等に市の教職員等が退職出向した後、引き続いて再び市の職員となった場合

(イ) 一般地方独立行政法人等の職員が市に退職出向した場合

エ 退職手当の不支給に係る規定の追加

次の場合には、退職手当は支給しないこととするもの

(ア) 一般地方独立行政法人等に市の教職員等が退職出向する場合

(イ) 一般地方独立行政法人等の職員が市に退職出向した後、引き続いて一般地方独立行政法人等の職員となった場合

オ 給料表の切替えに伴う差額支給を受けた場合等における退職手当の算定に係る規定の追加

移譲による給料表の切替えにより給料月額が移譲前より少なくなった場合に特例として一定期間の差額支給を受けたことがあるとき等は、退職手当の算定に係る給料月額には、一定の整理退職等の場合を除き、差額支給額を含まないこととするもの

カ 経過措置に係る規定の追加

(ア) 特定教職員の職員としての引き続いた在職期間については、職員の退職手当に関する条例(昭和29年神奈川県条例第7号。以下「県退職手当条例」という。)に規定する職員としての引き続いた在職期間を含むこととするもの

(イ) 移譲の日前に県退職手当条例の規定により退職手当を支給されず一般地方独立行政法人等に退職出向し、移譲の日以後に引き続いて市の職員となった場合における職員としての引き続いた在職期間については、県退職手当条例に規定する職員としての引き続いた在職期間及び一般地方独立行政法人等の職員としての引き続いた在職期間を含むこととするもの

(5) 相模原市職員の育児休業等に関する条例の一部改正(第5条関係)

経過措置に係る規定の追加

特定教職員が移譲の日前に開始した育児休業の期間(当該育児休業に係る子が1歳に達するまでの期間に限る。)については、相模原市職員の退職手当に関する条例(昭和38年相模原市条例第7号)に規定する職員としての引き続きた在職期間から除算する休職月等として、移譲前と同様にその月数の4分の1を除算することとするもの

2 施行期日

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(平成26年法律第51号)附則第1条第4号に掲げる規定の施行の日

相模原市火災予防条例の一部を改正する条例について
相模原市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成 2 8 年 2 月 2 2 日提出

相模原市長 加 山 俊 夫

相模原市火災予防条例の一部を改正する条例
相模原市火災予防条例(昭和 4 8 年相模原市条例第 3 6 号)の一部を次のように改正する。

別表第 3 中 「
ドロップイン式こんろ、キャビネット型グリル付こんろ
」 を 「
組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ
」 に、

「
卓上型こんろ(2口以上)、卓上型グリル付こんろ
」 を 「
卓上型こんろ(2口以上)・グリル付こんろ・グリドル付こんろ
」 に、

電 気 こ ん ろ	不燃以外	4.8kW以下(1口当たり2kWを超え3kW以下)	100	2	2	2
			-	20 (注8)	-	20 (注8)
		4.8kW以下(1口当たり1kWを超え2kW以下)	100	2	2	2
	不燃	4.8kW以下(1口当たり1kW以下)	-	15 (注8)	-	15 (注8)
			100	2	2	2
		4.8kW以下(1口当たり3kW以下)	-	10 (注8)	-	10 (注8)
		80	0	-	0	
			-	0 (注8)	-	0 (注8)

電気レンジ	電気	不燃以外		4.8kW以下(1口当たり2kWを超え3kW以下)	100	2	2	2
				-	20	-	20	
				-	10	-	10	
				(注8)	(注8)	(注8)	(注8)	
				(注9)	(注9)	(注9)	(注9)	
				(注9)	(注9)	(注9)	(注9)	
		4.8kW以下(1口当たり1kWを超え2kW以下)	100	2	2	2		
		-	15	-	15			
		-	10	-	10			
		(注8)	(注8)	(注8)	(注8)			
(注9)	(注9)	(注9)	(注9)					
4.8kW以下(1口当たり1kW以下)	100	2	2	2				
-	10	-	10					
(注8)	(注8)	(注8)	(注8)					
不燃		4.8kW以下(1口当たり3kW以下)	80	0	-	0		
			-	0	-	0		
(注8)	(注8)	(注8)	(注8)					
電磁誘導加熱式調理器	電気	不燃以外	こんろ形態のもの	4.8kW以下(1口当たり3kW以下)	100	2	2	2
				-	10	-	10	
		(注8)	(注8)	(注8)	(注8)			
		(注9)	(注9)	(注9)	(注9)			
不燃		4.8kW以下(1口当たり3kW以下)	80	0	-	0		
			-	0	-	0		
(注8)	(注8)	(注8)	(注8)					
(注9)	(注9)	(注9)	(注9)					

J

を

r

電気調理用機器	電気	不燃以外	電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器(こんろ形態のものに限る。)	こんろ部分の全部又は一部が電磁誘導加熱式調理器でないもの	4.8kW以下(1口当たり2kWを超え3kW以下)	100	2	2	2
					-	20	-	20	
					-	10	-	10	
					(注8)	(注8)	(注8)	(注8)	
					(注9)	(注9)	(注9)	(注9)	
					(注9)	(注9)	(注9)	(注9)	
					4.8kW以下(1口当たり1kWを超え2kW以下)	100	2	2	2
					-	15	-	15	
					-	10	-	10	
					(注8)	(注8)	(注8)	(注8)	
(注9)	(注9)	(注9)	(注9)						
4.8kW以下(1口当たり1kW以下)	100	2	2	2					
-	10	-	10						
(注8)	(注8)	(注8)	(注8)						
(注9)	(注9)	(注9)	(注9)						
こんろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの		5.8kW以下(1口当たり3.3kW以下)	100	2	2	2			
			-	10	-	10			
(注8)	(注8)	(注8)	(注8)						
(注9)	(注9)	(注9)	(注9)						
電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器(こんろ形態のものに限る。)		4.8kW以下(1口当たり3kW以下)	80	0	-	0			
			-	0	-	0			
(注8)	(注8)	(注8)	(注8)						
(注9)	(注9)	(注9)	(注9)						
こんろ部分の全部が電		5.8kW以下(1口当たり	80	0	-	0			
			-	0	-	0			
(注8)	(注8)	(注8)	(注8)						
(注9)	(注9)	(注9)	(注9)						

				磁誘導加熱式調理器の もの	3.3kW以下)	-	0 (注9)	-	0 (注9)
--	--	--	--	------------------	----------	---	-----------	---	-----------

」

に改め、同表(注8)中「離隔距離(」の次に「こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器でない場合における」を加え、同表(注9)中「電気レンジでこんろ部分が電磁誘導加熱式調理器の場合の」を「機器」に、「距離(」を「離隔距離(こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器の場合における」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

提案の理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令(平成14年総務省令第24号)の改正に伴い、ガスグリドル付こんろ及び電磁誘導加熱式調理器の離隔距離に係る規定の追加その他所要の改正をいたしたく提案するものである。

議案第40号関係資料

相模原市火災予防条例の改正の概要

1 改正の内容

(1) ガスグリドル付こんろの離隔距離に係る規定の追加(別表第3関係)

ガスグリドル付こんろ(直火で加熱したプレートによって、主として伝導熱で調理する機器)の離隔距離に係る規定を追加するもの

(2) 電磁誘導加熱式調理器の離隔距離に係る規定の追加(別表第3関係)

最大入力値5.8kW以下である電磁誘導加熱式調理器(IH調理器。こんろ部分の全てが電磁誘導加熱式調理器であるもの)の離隔距離に係る規定を追加するもの

2 施行期日

平成28年4月1日

離隔距離

火気設備、器具等と可燃物等との間に設けるべき火災予防上安全な距離をいう。